

(改訂版)

北九州市特別支援教育推進プラン

令和5年2月

北九州市教育委員会

はじめに

北九州市では、令和元年に策定された「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づいて教育の振興を図っており、特別支援教育の充実はその重点取組の一つとして位置付けられています。これまでの取組により、特別支援学級の新增設、小学校における巡回型の通級による指導（特別支援教室）の導入、東部地域における特別支援学校の移転・建替え（令和7年度竣工予定）、西部地域における特別支援学校の改築などの一定の成果を上げつつあります。

一方で、教育的ニーズのある子どもの数は増加傾向にあり、また個々の状態や必要な指導・支援の在り方も様々であることから、相談支援体制の整備、特別支援教育を担当する教職員の確保と専門性の育成、医療的ケア児に対する支援、1人1台端末の整備によるICTの利活用、多様化するニーズに対応するための関係機関・専門家等との連携構築や施設・設備面の整備等が対応すべき課題となっています。

令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」として中央教育審議会の答申が出されました。その中で、「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的考え方として、特別支援教育は、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであることや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があることが示されました。

そこで、こうした動向も踏まえた上で、本市における特別支援教育の課題を整理し、中長期的な視点で本市の特別支援教育の方向性を定め、多様な教育的ニーズにより適切に対応していくことができるよう、「北九州市特別支援教育推進プラン」を改訂いたしました。

このプランは、外部有識者等によって構成された「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」での議論、さらに、市議会での議論やパブリックコメントを通じて寄せられた市民の意見など、たくさんの方々の思いが詰まったプランです。

本プランを基に、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実、子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成に努めるとともに、子どもたちや保護者、市民の皆様の障害者理解を促進し、共生社会の形成に結び付けていくことができるよう、取組の充実を図っていきたいと考えています。

本プランの改訂にあたり、ご協力いただきました皆様に感謝申し上げるとともに、特別支援教育に対する市民や関係者の皆様のさらなるご支援とご協力をよろしくお願いいいたします。

令和5年2月
北九州市教育委員会

(改訂版) 北九州市特別支援教育推進プラン

— 目 次 —

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向	・・・ 1
2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)	・・・ 3

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題	・・・ 8
2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け	・・・ 11
3. S D G s と特別支援教育の関係	・・・ 12
4. 外部有識者等からの意見	・・・ 14

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について ・・ 16

1. プランの趣旨及び位置付け
2. プランの期間
3. プランの方向性
4. 「5つの視点」

第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)	・・・ 19
(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気 づくりなどの工夫	
(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	
(3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」 の作成・活用	
(4) 「交流及び共同学習」の推進	
(5) 就労支援の充実、福祉等との連携	

2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

・・ 28

- (1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- (2) 相談窓口等を分かりやすく周知
- (3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等） ・・ 33

- (1) 教職員の指導力及び専門性の向上
- (2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- (3) 専門性の継承、中核教員の育成
- (4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等） ・・ 38

- (1) 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- (2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- (3) 「交流及び共同学習」の推進
- (4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等） ・・ 43

- (1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- (2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

● 資料編 ●

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向

(1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弹力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

(2) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation) の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきましたところです。

【参考】

- ・障害者基本法の一部改正（障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正）
- ・学校教育法施行令の一部改正（就学先決定の仕組みに係る改正）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(以下「障害者総合支援法」という。) や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (以下「障害者差別解消法」という。) の制定
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

(3) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(以下「中教審報告」という。)が出されました。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提

言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

(4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第4条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成 28 年 4 月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととあります。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります（国、地方公共団体及び国立大学法人においては、合理的配慮が義務となっていることに留意が必要）。

(5) 中央教育審議会 答申

平成 31 年 4 月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問があり、令和 3 年 1 月に『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現～』として答申がありました。その中で「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的考え方として、

- ① 特別支援教育は、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
 - ② 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が増加しているなど、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況が変化している。
 - ③ インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。
- ことが示されました。

具体的には、障害のある子供の学びの場の整備と機能強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実、が求められています。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくことが必要です。

2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

(1) 保健福祉局の取組

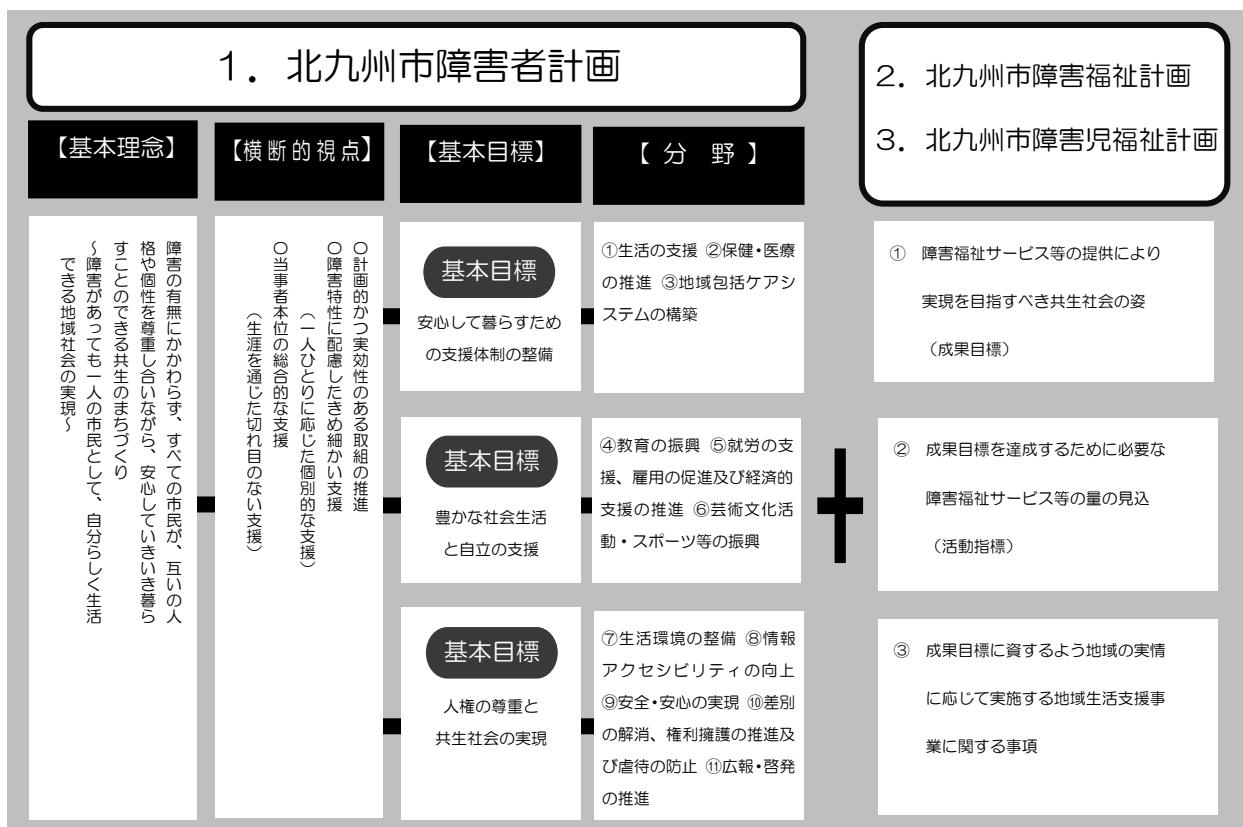
障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成 18 年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成 18~22 年度) が策定され、生涯を通じた支援体制の整備などを目標に、相談システムの構築や自立生活のための地域基盤整備、社会参加の促進などの取組が行われました。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成 24 年 2 月には、「北九州市障害者支援計画」(平成 24 年度～平成 29 年度) が策定され、新たに発達障害のある人や難病の人等に対する支援などの取組が行われました。さらに、障害者総合支援法や児童福祉法の改正などを踏まえ、平成 30 年 2 月に新たな「北九州市障害者支援計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」が策定されました。これまでの計画に引き続き「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念とし、相談支援体制の整備、地域生活の支援、就労支援など幅広い施策を推進しています。

また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行を受けて、北九州市では平成 29 年 12 月に「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（通称：障害者差別解消条例）」を制定・施行し、相談体制の整備や普及啓発など、障害を理由とした差別の解消へ向けた取組が進められています。

このうち、発達障害児・者支援については、令和元年 9 月に発達障害者支援地域協議会を設置するなど、ライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築に取り組んでいます。

【「北九州市障害者支援計画」の全体概要 1、2、3の計画から構成】



（2）子ども家庭局の取組

子ども・子育ての分野については、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定されました。

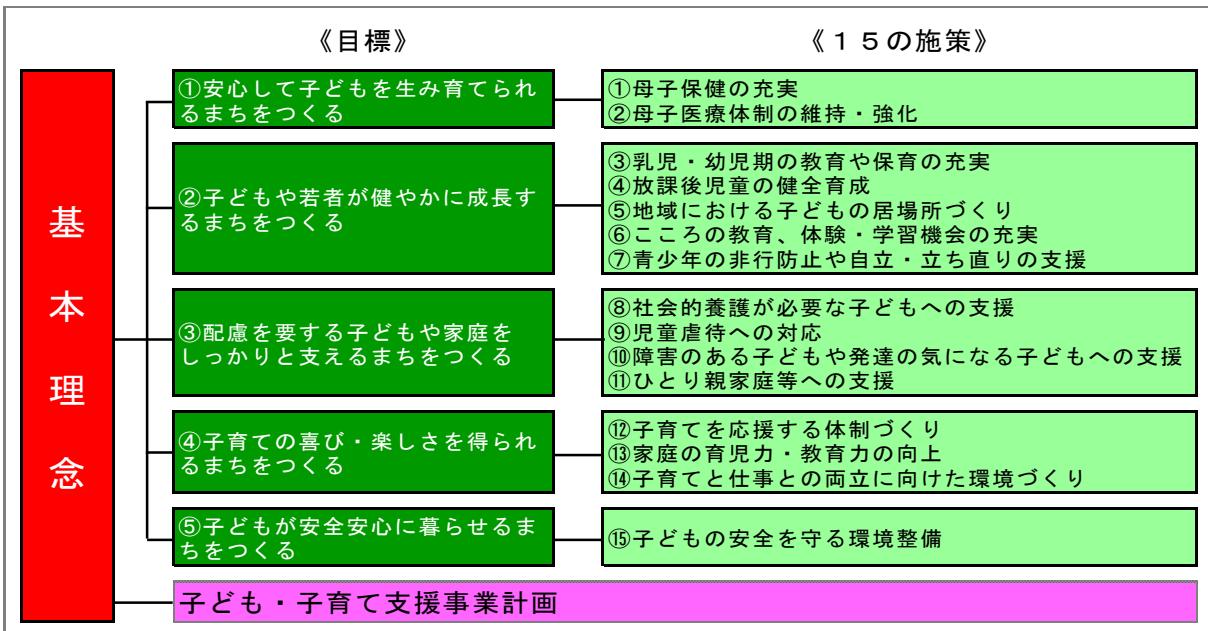
これらを踏まえ、「新新子どもプラン【平成17～21年度】」「元気発進！子どもプラン【平成22～26年度】」「元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～31年度】」に次いで、令和元年11月に「元気発進！子どもプラン（第3次計画）【令和2～6年度】」を策定しました。

この計画は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」と、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等のための「次世代育成行動計画」を包含したものとなっています。

また、第3次計画では、「子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州」を基本理念に、5つの目標と15の施策で構成しています。

このうち、「障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援」では、心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化、障害のある子どもの受け入れ体制の強化などを推進しています。

【「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」の全体概要】



(3) 教育委員会の取組

教育の分野では、前述の改正教育基本法に基づき、政府に対して教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、この教育振興基本計画を参照した上で、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されました。

この教育基本法の改正以前から、本市においては、教育行政の指針として「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年度～22年度）を策定し、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと学び、健やかで豊かな生活を送ることができるようすることを目的とした施策を開拓してきました。

平成21年11月には、前述の教育振興基本計画を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）を策定し、教育日本一を実感できる環境づくりを基本方針とした取組を進めました（第1期：平成21年度～平成30年度、平成26年2月中間改訂）。

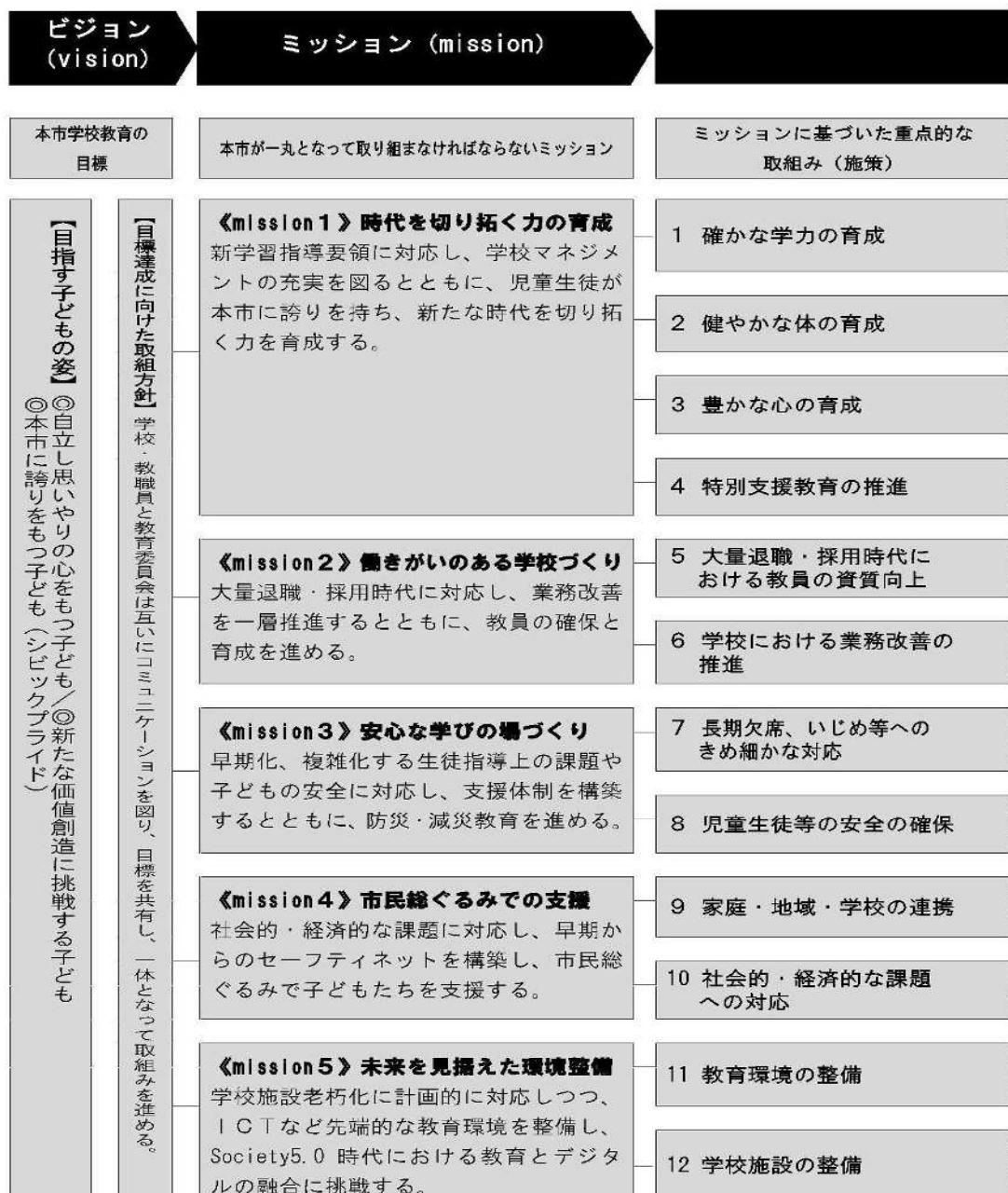
この成果と課題を踏まえて、令和元年8月には、令和5年度までの方向性を示した「第2期教育プラン」を新たに策定し、学校・教職員と教育委員会は互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組を進めているところです。

第2期教育プランにおいては、「自立し思いやりの心をもつ子ども」「新たな価値創造に挑戦する子ども」「本市に誇りをもつ子ども」を目指す子どもの姿として、12の施策が示されています。

そのうち、特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実、教職員の専門性の向上及び保護者・市民への理解啓発が課題として提起されており、関連施策を通じてその推進を図ってきたところです。

こうした取組により、東部地域の特別支援学校の再編整備など、一定の改善を図ることができたものもありますが、様々な教育的ニーズに対応するための相談支援体制や「個別の教育支援計画」等の活用を通じた一貫した指導・支援の在り方、障害者理解の促進等については、更なる改善に向けて取組を重点的に進めていく必要があります。

【「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の全体概要】



アクション (action)

主な取組み	各施策を推進するための個別計画・方針等	教職員支援プロジェクト「一人にさせない」チーム学校体制づくり
(1)学校マネジメントの充実 (2)学力の向上 (3)学校における読書活動の推進 (4)英語教育の推進 (5)本市の特色を活かした教育活動の推進	新・北九州市子ども読書プラン 北九州市学力・体力向上アクションプラン（第2ステージ） 《参考》他部局の分野別計画 北九州市スポーツ振興計画	
(1)体力の向上 (2)学校における食育の推進 (3)健康の保持 (4)スポーツに親しむ機会の充実	《参考》他部局の分野別計画 北九州市文化振興計画	
(1)道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実 (2)人権教育の推進	北九州市特別支援教育推進プラン 北九州市教育委員会人材育成基本方針 《参考》他部局の分野別計画 第4次北九州市男女共同参画基本計画	
(1)相談支援体制の整備 (2)特別支援教育を推進する体制の充実 (3)就労支援 (4)理解促進	学校における業務改善プログラム（第2版）	
(1)人材の確保 (2)人材の育成・資質の向上 (3)女性活躍推進	北九州市いじめ防止基本方針 《参考》各学校で策定 学校安全計画	
(1)業務改善の推進 (2)適正な部活動の推進	《参考》他部局の分野別計画 北九州市生涯学習推進計画	
(1)長期欠席（不登校）への対策 (2)いじめ等問題行動への対応 (3)専門人材の配置・活用	《参考》他部局の分野別計画 元気発進！子どもプラン（第2次計画）	
(1)防災・減災教育の推進 (2)重篤な事故の防止 (3)食物アレルギー事故及び感染症等の防止	北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方 北九州市学校施設長寿命化計画	
(1)家庭との連携 (2)地域との連携		
(1)子どもの貧困など経済的な課題の対応 (2)社会的な課題への対応 (3)早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続		
(1)教育の情報化推進 (2)学校規模の適正化		
(1)安全で快適な学校施設の整備		

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題

北九州市特別支援教育推進プラン（以下「プラン」という。）の策定後においても、北九州市内の学校・園等では、特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒の数や就学相談等の件数は増加傾向が続いています。また、特別支援教育に係る国内外の動向を踏まえて、本市においても特別支援教育に対する意識が一層高まり、よりきめ細かな支援の充実が期待されています。これら従前からの課題に対しては、特別支援学校などの計画的な整備、様々な研修の実施及び必要な人員の配置などにより、一定の改善を図つきましたが、引き続き整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、1人1台端末の整備によるICTの利活用、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」の施行に基づく対応、市立幼稚園の廃止に伴う対応など、新たな課題への対応が急務となっています。

将来、特別な支援を必要とする子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくためには、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人一人の教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実させ、様々な社会生活能力の習得につなげていくことが大切です。必要な指導・支援のタイミングを逃すことなく、適切かつ効果的な支援につなげるための相談・支援体制の整備及び教員の専門性の向上が、引き続き喫緊の課題となっています。

（1）就学期の課題

特別な支援を必要とする子どもに対しては、周産期からのサポート体制や養育に不安を感じる保護者等に寄り添って支えていくための仕組みづくりが必要です。

幼稚園や保育所等ができるだけ多くの情報（幼稚園児指導要録、保育所児童保育要録等）を小学校につなぎ、小学校がその情報を適切に活用して日々の指導・支援に生かすなど、子ども一人一人の特性に応じた指導・支援が切れ目なく続いているように引き継いでいくことも重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもと他の子どもが共に過ごすことにより、乳幼児期の段階から障害者理解と相互理解の促進を図っていくことも大切です。さらに、これまで特別な支援を必要とする児童を受け入れてきた市立幼稚園の廃止に伴う対応も必要です。

これらの課題に対応していくためには、早期発見・早期支援等のための専門機関や関係局等との連携及び必要な体制整備が欠かせないことから、引き続き連携の強化に努めるとともに、指導・支援体制の充実につなげていくことが求められています。

(2) 特別支援学校の課題

特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴う過密化・狭隘化の解消、障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備を進めてきました。

東部地域における特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加、病弱特別支援学校における障害の状態像の変化などに対しては、平成28年度に知的障害及び病弱（心身症等）を対象とした門司総合特別支援学校と、肢体不自由及び病弱（慢性疾患等）を対象とした小倉総合特別支援学校が開校したことを受け、一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。

一方、西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。

今後の特別支援学校の再編整備については、令和5年4月1日に施行される特別支援学校設置基準を踏まえて、状況に応じた検討をしていく必要があると考えています。

(3) 小・中学校での課題

小・中学校においては、特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加に伴い、特別支援学級や通級指導教室の設置を拡充してきました。特に、通級による指導については、小学校において「特別支援教室」（担当者による巡回指導）を全市で展開するなど、多様な学びの場の整備を進めています。このことは、自立活動の指導の担い手の拡大にもつながるものです。

一方、特別支援教育への理解の浸透とともに、小・中学校の教職員の専門性の更なる向上に力を入れていく必要があることから、教育センターでの研修機会の充実や、特別支援学校のセンター的機能の活用促進、校内支援体制を支える役割を担う専門家等（学習支援員、介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の配置や派遣についても、引き続き充実させていく必要があります。

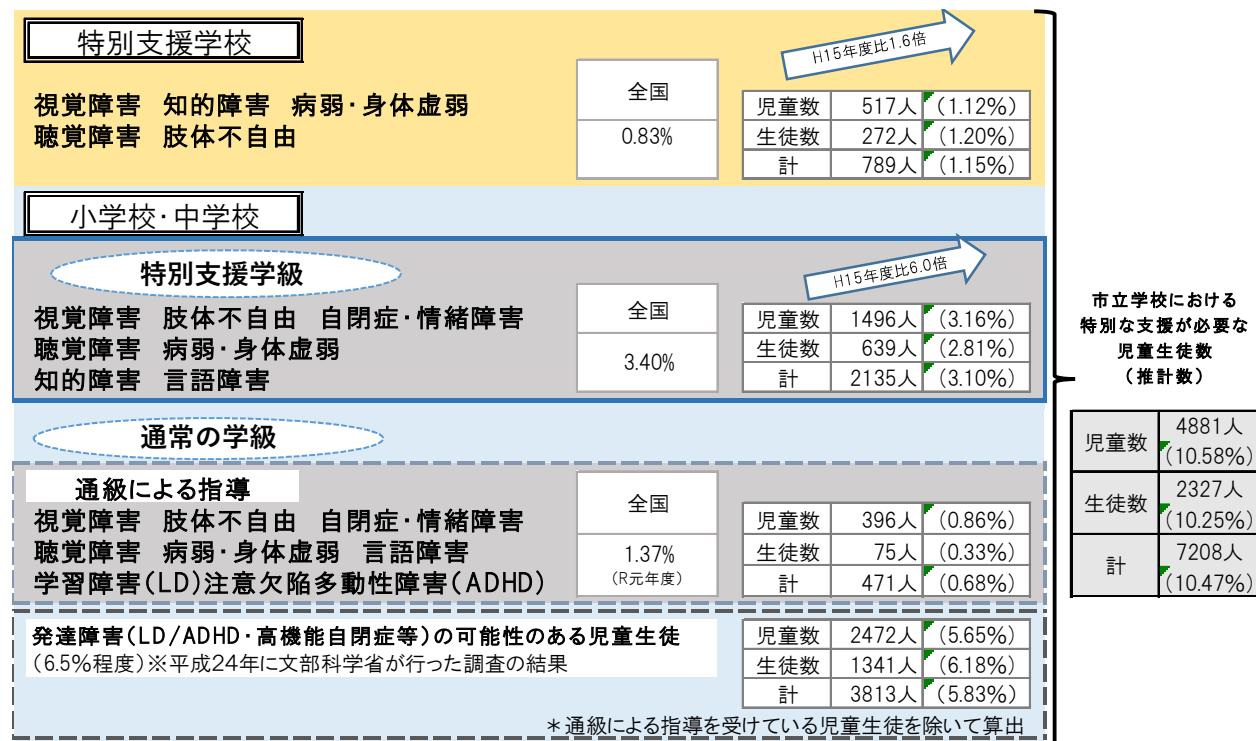
保護者、教職員及び市民の障害者理解とともに、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進するための「交流及び共同学習」についても、更なる推進を図っていくことが必要です。

さらに、医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児やその保護者への支援体制も一層充実していく必要があります。

* 中央教育審議会が平成27年12月に出した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を踏まえ、平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等が法令上、明確化されました。

また、G I G Aスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、令和3年8月に学校教育法施行規則が改正され、医療的ケア看護職員、情報技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容が規定されました。

【特別支援教育の必要な児童生徒数（令和3年度 義務教育段階）】



（参考）市立学校在籍者数推移（義務教育段階）

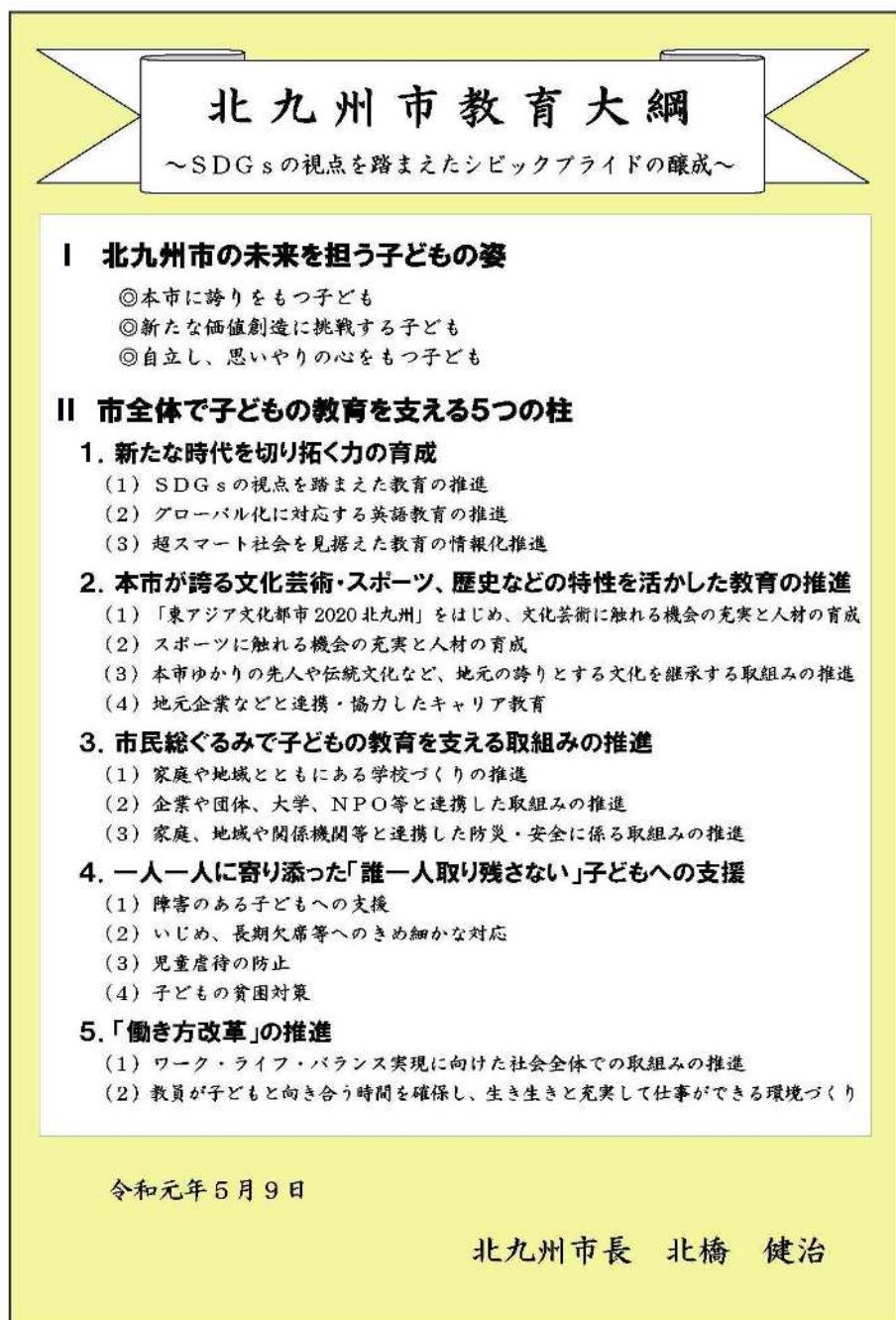
	平成15年度	平成27年度	令和3年度
児童数	53,271人	48,496人	46,140人
生徒数	26,081人	24,109人	22,701人
計	79,352人	72,605人	68,841人

※令和3年度の在籍者数は、平成15年度比0.87倍、平成27年度の0.95倍

2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことを受けて、市長と教育委員会が意思疎通を図るための「総合教育会議」が開かれ、平成27年11月に市長が本市の教育に関する「北九州市教育大綱」を策定しました。その後、この大綱の期間が満了したため、令和元年5月9日、北九州市総合教育会議において、新たな教育大綱を策定しました。

新たに策定された「北九州市教育大綱」では、市全体で子どもの教育を支える「5つの柱」が示されており、そのうちの一つが「一人一人に寄り添った『誰一人取り残さない』子どもへの支援」です。この中に「障害のある子どもへの支援」が項立てされ、前大綱に引き続き本市の教育行政における優先課題の一つとして位置付けられました。



3. SDGsと特別支援教育の関係

(1) 北九州市のSDGs達成に向けた取組

「SDGs」(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連加盟国が合意した2030年までの17の国際目標です。

SDGsの多くは、「北九州市環境未来都市」をはじめとした、これまでの本市の取組と大きく関連しています。こうした本市の取組は、国内外で大きく評価され、平成30（2018）年4月、OECD（経済協力開発機構）は「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。

また、平成30年（2018）年6月、本市は国による「SDGs未来都市」に選定されています。

(2) 本市学校教育におけるSDGsへのアプローチ

教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置付けられており、「教育が全てのSDGsの基礎である」とも言われています。

本市学校教育においては、以下のアプローチで、目標4を中心に幅広くSDGs達成のための取組を進めています。

○ SDGsの理念「誰一人取り残さない」

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や目標4「質の高い教育をみんなに」を実現するため、

- ・特別支援教育をはじめとした障害のある子どもへの支援
- ・いじめ、長期欠席（不登校）等へのきめ細かな対応
- ・外国人・LGBTなど、マイノリティへの適切な対応

などの課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことは、特別支援教育の基本的な理念と共通するものです。

(3) 北九州市特別支援教育推進プランとSDGsの関係

プランの上位計画である「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）では、上記のアプローチや市民総ぐるみで子どもの教育を支えるという観点から、教育プランに盛り込んだ教育活動全体をSDGsに示される17の目標の視点から再整理しています。

その中で、本プランはミッション1の（4）「特別支援教育の推進」を具体化していくものとして位置付けられています。

- 「誰一人取り残さない」という視点を持ち、課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことが重要。
- 教育が全ての施策の基礎であることから、計画全体を貫く目標として
「4 質の高い教育をみんなに」を位置付け。
- 「市民総ぐるみで子どもの教育を支える」観点から、計画全体を支える目標として
「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を位置付け。



4. 外部有識者等からの意見

教育委員会では、本プランの策定に当たり、平成27年11月から学識経験者や保護者代表、医療・福祉・労働・学校関係者から構成される「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）を開催しました。

本プランでは、策定後5年が経過した時点で必要に応じた見直しを行うことが示されていたことから、令和3年11月には学識経験者や障害者関係団体、保護者代表、学校関係者で構成される「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」（以下「懇話会」という。）を立ち上げました。

（1）各構成員からの意見

① 在り方検討会議（プラン策定時）

各構成員の様々な経験や専門的な見地に基づく意見を伺うことにより、本市の特別支援教育における課題を洗い出すとともに、中長期的に目指す方向性について検討してきました。

各構成員からは、特別支援学校の再編整備、施設・設備の充実、相談機能の在り方、十分な人材の確保、教職員の研修の充実や専門性の向上、教職員や保護者等に対するサポート体制の在り方、医療・保健・福祉等の関係機関（以下「関係機関等」という。）同士の連携体制の強化、企業の障害者理解の促進に向けた効果的なアプローチ手法の検討、早期支援の充実、義務教育終了後の支援継続の必要性、障害者理解の促進等について意見が出されました。

② 懇話会（プラン見直し時）

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や就学相談等の件数の増加、教員の特別支援教育に関する専門性の向上といった引き続きの課題、並びに医療的ケア児が地域の小・中学校に就学するケースへの対応、1人1台端末の整備に伴う特別支援教育に関するICT活用の推進、さらには市立幼稚園の廃止に伴う就学前期の早期支援などの新たな課題を踏まえて、現行のプラン改訂の方向性について検討しました。

構成員からは、教育と福祉（学校と放課後等デイサービス等）の連携強化、学習支援や就労指導に係るICTの利活用の推進、法の制定を踏まえた医療的ケア児に対する支援の充実、利用する者にとって分かりやすい相談窓口に関する情報の集約、障害特性の早期発見につながる取組、教員の専門性向上のための研修の充実、プランの評価の在り方などについて、意見や提案が出されました。

(2) 企業、特別支援教育コーディネーター及び保護者向けアンケート調査

また、現行のプランの策定に先駆けて、約800社の企業（北九州市及び周辺市町にある従業員50人以上の企業）、各校・園における特別支援教育コーディネーター約300名、そして約3,000名の保護者を対象としたアンケート調査も実施しました。

企業向けアンケートでは、障害者雇用制度等の周知も含めた企業への情報発信の在り方が課題の一つとして明らかとなりました。

特別支援教育コーディネーター向けアンケートでは、他の教職員の意識、子どもの障害特性の見極め、通常の学級の担任や保護者等への助言の在り方等が課題として挙がっており、人員配置や校内支援体制の充実・強化、教職員の研修内容の充実等を期待したいとの回答がありました。

また、保護者向けアンケートでは、相談窓口の明確化、教員の専門性の向上、施設・設備や校内支援体制の整備、人員配置の充実、通常の学級の教職員や子どもたちの障害者理解の促進などの要望が多くありました。

本プランは、概ね10年後を見据えた特別支援教育の方向性を示すものとして策定されたものであり、見直しに当たっては策定後の課題の変化等を踏まえて行うこととされています。

今回の見直しに際しては、懇話会においてＩＣＴの利活用や医療的ケア児の支援などの新たな施策への意見や要望が出されました。

一方、現行のプラン策定後の実績などから一定の改善が図られたものの、特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応や、教員の専門性向上の取組などは、引き続き対応すべき課題として再確認しました。

そこで、プラン見直しに当たっては、当初のアンケート結果をベースとしながら、新たな課題等への対応を検討していくこととしました。

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について

1. プランの趣旨及び位置付け

子どもたちが社会の変化に対応しながら自己の能力や可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として社会参加していくための支援体制を整えることや第2章で述べた課題等を改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた現行プランを平成29年1月に策定しました。

現行プランは、教育プランで示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けられています。

プラン策定後は、「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等を通じて関係局等との連携を図るとともに、学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」等で特別支援教育施策の状況等を確認するなど、特別支援教育の一層の推進につなげていきます。

2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

また、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要に応じた見直しを行うこととされていたことを踏まえ、令和5年2月に改訂を行いました。

なお、次回の見直し時期については、懇話会の意見も踏まえ、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の改定時期と整合を図ることも含めて、検討していくこととします。

3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの特定の場に限定されるものではなく、教育的ニーズのある子どもが在籍する全ての場において実施されるものです。そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

つまり、教育的ニーズのある子どもたちへの指導・支援の充実が、ひいては北九州市全体の教育支援体制の整備・改善につながっていくことが期待されています。同様の趣旨が、令和3年1月の中央教育審議会の答申においても掲げられています。

以上のことから、本市においては、学校教育法や障害者基本法、障害者差別解消法などの関係法令の趣旨や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教職員向けガイドライン」の内容等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に取り組むことで、インクルーシブ教育システムの構築に結び付けていきます。

こうした取組を基盤として、個々の学びの場において、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝えるとともに、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成を目指していきます。

4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。この「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方については、第4章で詳しく説明します。

【5つの視点】

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

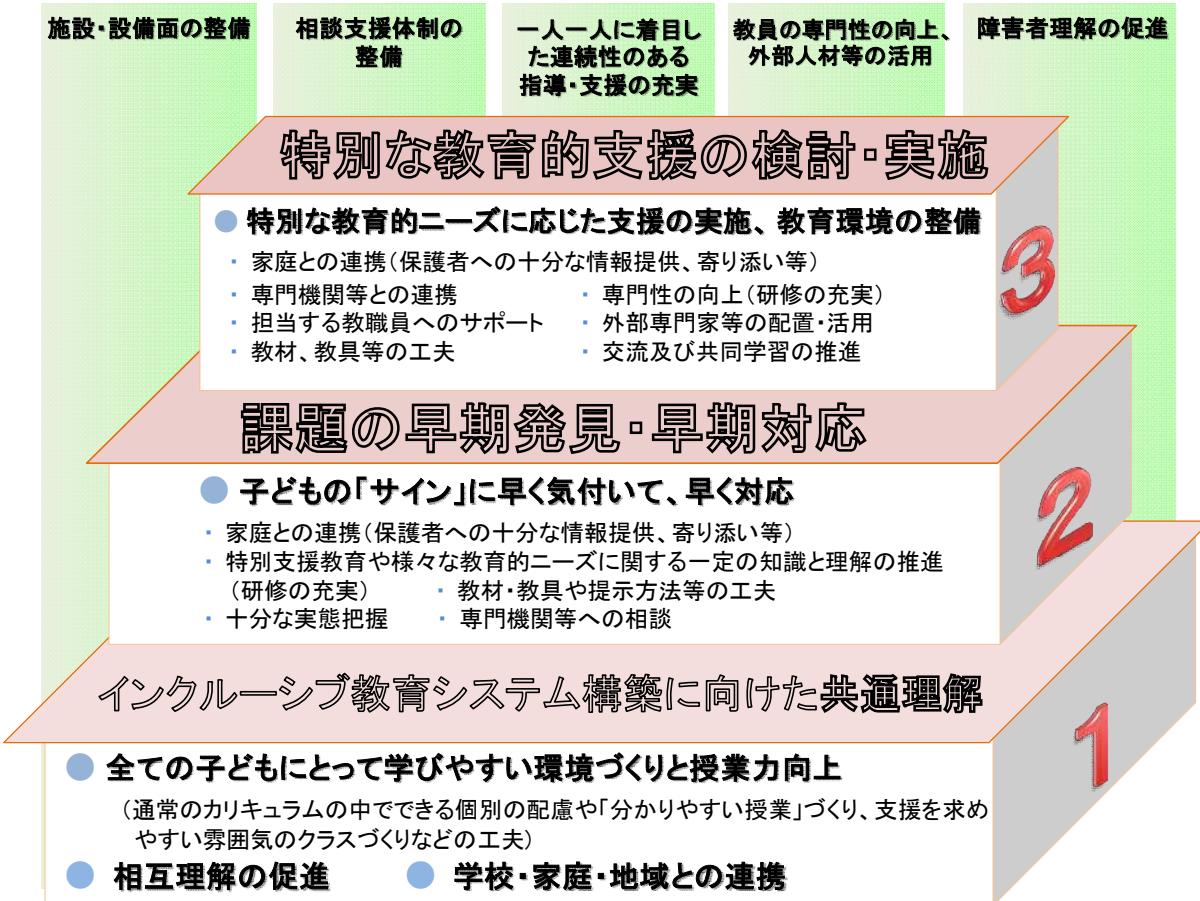
(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【「5つの視点」を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】



第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)

主な重点項目	状況
(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫	私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な困難を抱えている子どもたちがいます。その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」と決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。
(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	例えば、教科指導の場面において子どもたちが感じる困難さに対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで課題が解消されることもあります。
(3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用	つまり、この例においては、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして教育的ニーズに応じた支援を講じることが全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりの実践につながり、学校全体にも好事例が波及することが期待できます。
(4) 「交流及び共同学習」の推進	また、連続性のある指導・支援という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間で情報の引継ぎを着実に行うことが重要です。そのためには、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援を継続していく必要があります。
(5) 就労支援の充実、福祉等との連携	令和2年度には、G I G Aスクール構想による1人1台端末が整備され、I C T機器を活用した個々の障害特性に応じた指導が充実してきました。今後は、学習指導や生活支援など、様々な場面での活用が期待されています。

医療的ケア児の多くは、これまで肢体不自由特別支援学校へ就学してきましたが、近年では小・中学校に就学するケースも増えてきました。令和3年9月施行の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても学校等で適切な医療的ケア等が受けられるよう、自治体は必要な措置を講じることが義務化されました。

「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めるとともに、社会性の育成につなげていくことが大切です。

また、卒業後の企業への就労に当たって、企業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。

【令和2年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（令和3年3月卒業）進路状況】

一般就業	40人
就労継続支援A型	13人
就労継続支援B型	43人
就労移行	11人
自立訓練	8人
生活介護	36人
入所	6人
進学	0人
その他	4人
合計	161人

<目指す方向性>

(1) - 1 : 合理的配慮の実践の蓄積

「合理的配慮」の内容は、学校や教育委員会が本人・保護者に対して十分な情報提供を行った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた建設的対話を重ね、合意形成を図りながら決定されるものです。その実践を積み重ね、事例を蓄積することにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

(独) 国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルD B）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

このように蓄積された実践例や有効な支援ツールについては、周知を工夫するなど、引き続き教職員に活用と実践を促します。

(1) - 2 : 研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備

教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

また、放課後等デイサービスは学校と共に社会生活の場として大きな役割を果たしていることから、教育的ニーズのある子どもへの支援については、保護者の同意のもと、学校と放課後等デイサービスが「個別の教育支援計画」を活用して情報共有を図るなど、連携を充実していく必要があります。

(1) - 3 : 保幼小の連携

特別な教育的ニーズのある子どもたちが小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制や情報共有の機能を高めます。

また、幼児教育の更なる充実を図るため、幼児教育支援員を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関等との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の充実などを図ります。

さらに、本市の幼児教育を推進するため、令和5年4月に教育委員会内に「幼児教育センター」を設置します。

(2) - 1 : 子どもが得意なことを生かす教育

教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とすることを生かす教育の在り方については、国内外の先進的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちのもてる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(2) - 2 : 特別支援学校における読書活動の促進

障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めています。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(2) - 3 : 文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保

教育的ニーズのある子どもたちの中には、その特性等により、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような場合であっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できることがあります。

そのため、『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創造的な活動を積極的に行うとともに、「ふれあいコンサート」などのアウトリーチ型の鑑賞教室や、特別支援学校・特別支援学級合同作品展等での作品展示や鑑賞など、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。

また、障害のある子どもたちがスポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようになります。

このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(2) - 4 : 県立特別支援学校との連携

北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。両校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあることから、県立特別支援学校との連携により、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、様々な交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(2) – 5 : 高等学校等との連携体制の強化

教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合もあります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるよう、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、一層の連携を推進していきます。

(2) – 6 : I C T 機器等の活用による指導・支援の推進

- ① 教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難の克服、改善のため支援ツールの一つとして、個々の特性に応じて I C T を活用することは、大変有効であるあると考えています。 I C T を幅広く活用するために、種々のアプリを導入し指導事例を蓄積するなど、 I C T 利活用の促進を図っていきます。
- ② 令和 2 年度には、 G I G A スクール構想により小・中・特別支援学校への 1 人 1 台の端末整備に伴い、各学校に高速大容量の通信ネットワークの環境も整備されたため、学級間や学級と自宅、さらには学校間でのオンラインによる遠隔での交流活動が可能となりました。集団適応が苦手な児童生徒が校内のサポート室や自宅でオンライン授業に参加したり、感染症拡大期での学校間交流をオンラインで実施したりするなど、 I C T を活用した学びを止めない支援の在り方について研究を進めてまいります。
- ③ 1 人 1 台端末の整備等も踏まえ、 I C T を活用した職業教育（ I C T に関する能力の習得を含む。）に関する指導方法や、テレワークによる就労支援等について研究を進めています。

(2) – 7 : I C T 機器等に関する教職員のノウハウの構築

学校現場で I C T 機器等を活用して指導や支援を行う場合には、教職員が活用方法を十分に理解するとともに、子どもたちへの効果を適切に評価することが求められます。そのために、教育センター等による研修体制を強化するとともに、本市又は他都市における先進的な活用事例等を収集するなど、 I C T 利活用のノウハウの蓄積・共有に努めています。

(2) – 8 : 医療的ケア児支援の体制構築

- ① 医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児本人、保護者及び教職員が安心して学校生活を送れるよう、関係機関との連携強化を行うとともに、看護師の巡回や配置等の充実及び学校生活における環境整備など、必要な支援体制の構築に努めます。

- ② 医療的ケア児を取り巻く医療・福祉等の関係機関との連携、情報共有及び医療的ケア児支援に係る計画立案等を行うため、専門性の高い看護師など必要な人員の確保を図ります。
- ③ 医療的ケア児支援法の趣旨の一つである「医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じること。」を踏まえて、学校生活における保護者の付添いの機会の削減に努めます。

(2) - 9 : 生命（いのち）の安全教育の推進

性に関する指導については、身体の変化や性差だけでなく、人間関係や性的多様性などの幅広い観点から、命を大切にし、自他を尊重する態度を育むことが大切です。一方、性犯罪・性暴力の増加が社会問題となっており、教育の分野においても、被害者や加害者、傍観者にならないための取組が求められています。

本市では、これらの背景を踏まえて、令和4年3月に「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き（ver1）」を作成し、各学校において系統的に性に関する指導を実践するよう、推進しています。

特別支援学級や特別支援学校で手引きを活用する際には、子どもの実態により指導内容や教材等を選択し、教科別の指導や各教科等を合わせた指導、自立活動等において、発達の段階を考慮した指導を重ねていきます。

(3) - 1 : 「個別の教育支援計画」等の有効活用

必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に確実に引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修等で周知します。また、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」による周知などを通じて、計画の作成及び活用に当たっての理解の促進を図ります。

(4) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもたちの経験を増やし、また、社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

「一時的な交流」に終わることがないように十分留意し、様々な年齢層の地域の方々や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

個に応じた適切なねらいを定めた上で、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立てて実施し、得られた教育的効果が子どもたちの生活の質の向上につながるように推進していきます。

(5) - 1 : 就労支援の充実、福祉等との連携

① 就労支援に当たっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーター、就労支援アドバイザーや就労支援専門家を引き続き配置するなど、一層の充実を図ります。これらの教職員を活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。

また、各学校では、就労までの間に金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的生活習慣や技能等を身に付けることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実践します。

② 保健福祉局や北九州障害者しごとサポートセンター等との連携により、障害のある生徒が就労した後のフォローアップの充実を図ります。

また、受入れ側の企業等に対しては、本人や保護者の了解を得た上で作成する「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

③ 放課後等デイサービスとの連携や1人1台端末の整備等も踏まえ、ＩＣＴを活用した職業教育に取り組んでいくとともに、関係部局や関連機関等と連携したＩＣＴ関連企業への就労先の開拓を進めるなど、生徒の就労支援の可能性を広げる取組を進めます。

(5) - 2 : 作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

特別支援学校においては、教科別の指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するために行う、各教科の目標・内容を合わせた指導）を実施しています。

各学校の特色や社会のニーズに対応するために作業プログラムの更新に努めるとともに、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善していきます。

《場に応じた支援の在り方（例：義務教育段階の場合）》

「一人一人に着目した連続性のある指導・支援」については、その子どもが置かれた環境や場所等によって異なることが考えられます。

そのため、義務教育段階の場合を例にとり、それぞれの学校での指導・支援の際に留意するべき点等について以下に示します。

特別支援学校での支援の在り方

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、地域の学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

そのためには、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、また、それらを効果的に活用して指導・支援に生かしていくための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るために研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるような支援体制を更に充実させていきます。

特別支援学級での支援の在り方

特別支援学級は小・中学校の校舎内に設置されていることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各学校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

一方、特別支援学級は、「個別の指導計画」に基づいた個別の学習指導を行う場でもあります。また、「自立活動」の指導では、個別や小集団での指導により、将来の自立や社会参加に向けたコミュニケーション能力の育成や、社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を行うことも期待されています。

特別支援学級に在籍する児童生徒が、日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につなげるためにも、特別支援学級内での学習指導の時間と、通常の学級での交流及び共同学習の時間が適切に運用される必要があります。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるように、研修内容の充実はもちろん、kitaQせんせいチャンネル等を活用した情報提供などの体制を構築していきます。

通級による指導での支援の在り方

通級による指導を受ける子どもは、通常の学級に在籍してほとんどの授業を受けるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための特別な指導（自立活動）を通級指導教室（特別支援教室）にて受けています。

通級による指導の効果を高めるためには、通常の学級の担任と通級による指導の担当者が連携して、一貫した指導や支援を継続して行う必要があります。そのためには、各々の学びの場における子どもに対する指導内容や変容等を隨時共有するための体制整備が求められます。

教育委員会では、保護者を含む関係者の連携体制を一層充実させるとともに、保護者による送迎の負担や、子どもが授業を抜けることへの心理的負担を軽減することなどを目的として、令和元年度から小学校にて巡回型の通級（特別支援教室）をモデル的に導入し、令和3年度から対象を全ての小学校に拡充しました。

この制度では、通級指導の担当者は対象となる子どもの在籍校を訪問して特別な指導を実施します。これにより、通常の学級での学習の様子の把握や、担任や管理職との情報交換を密に行うことが可能となり、指導の効果も一層高まります。また、全ての教職員に対して特別支援教育に対する理解の醸成につながることも期待されます。

一方、中学校では、従来型の他校通級を実施していますが、令和元年度から令和2年度にかけて自校通級のモデル校を3校指定し、遠隔授業システムを導入して、個別指導の新たな取組みを導入しました。令和5年度からは、小学校での成果を踏まえて、中学校においても巡回型の通級（特別支援教室）を導入するための準備を進めています。

通常の学級での支援の在り方

子どもたちの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の特性が見られる子どもについては、外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」などと短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識や支援の手立て等を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげていくことができます。

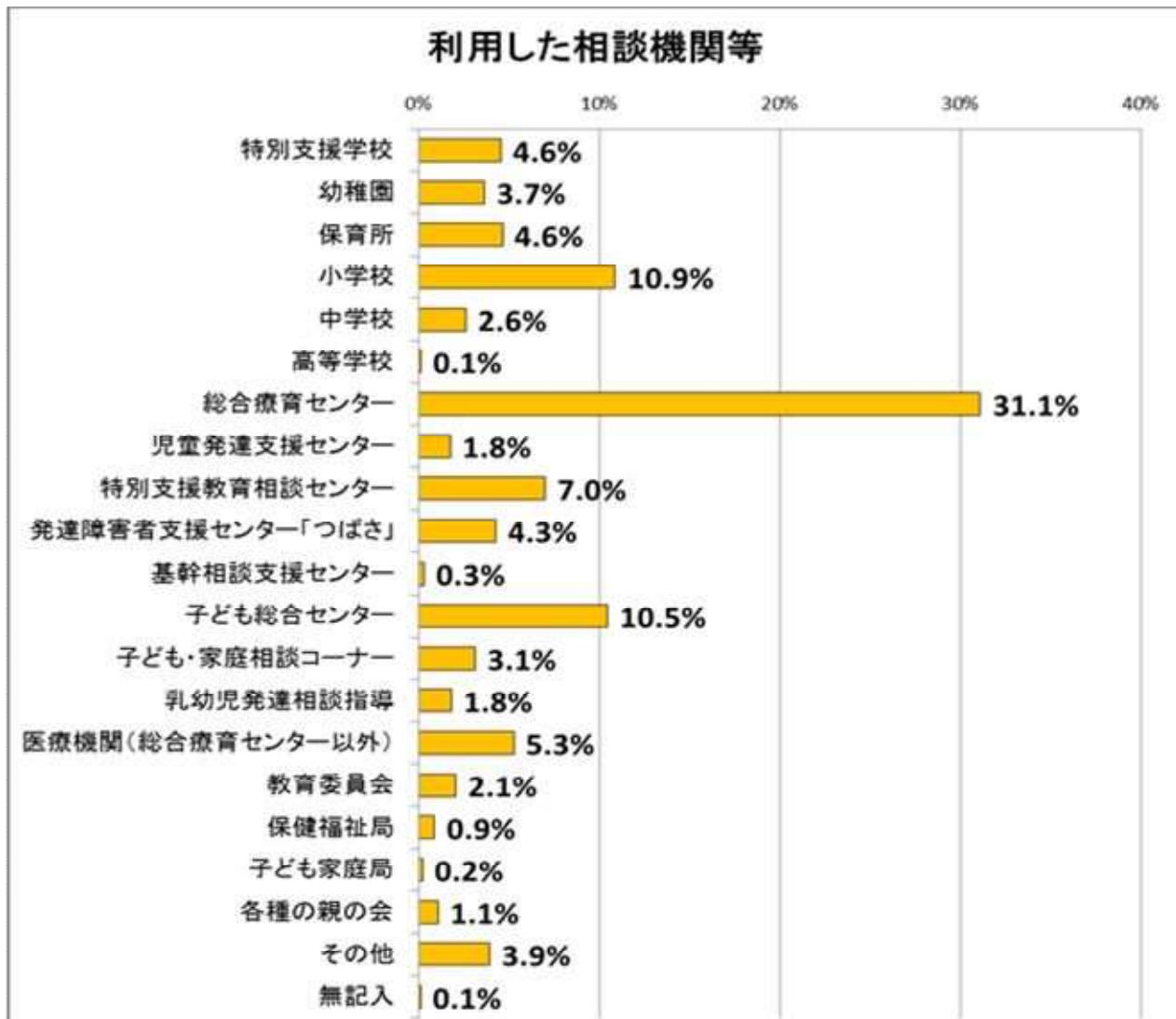
様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。

2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

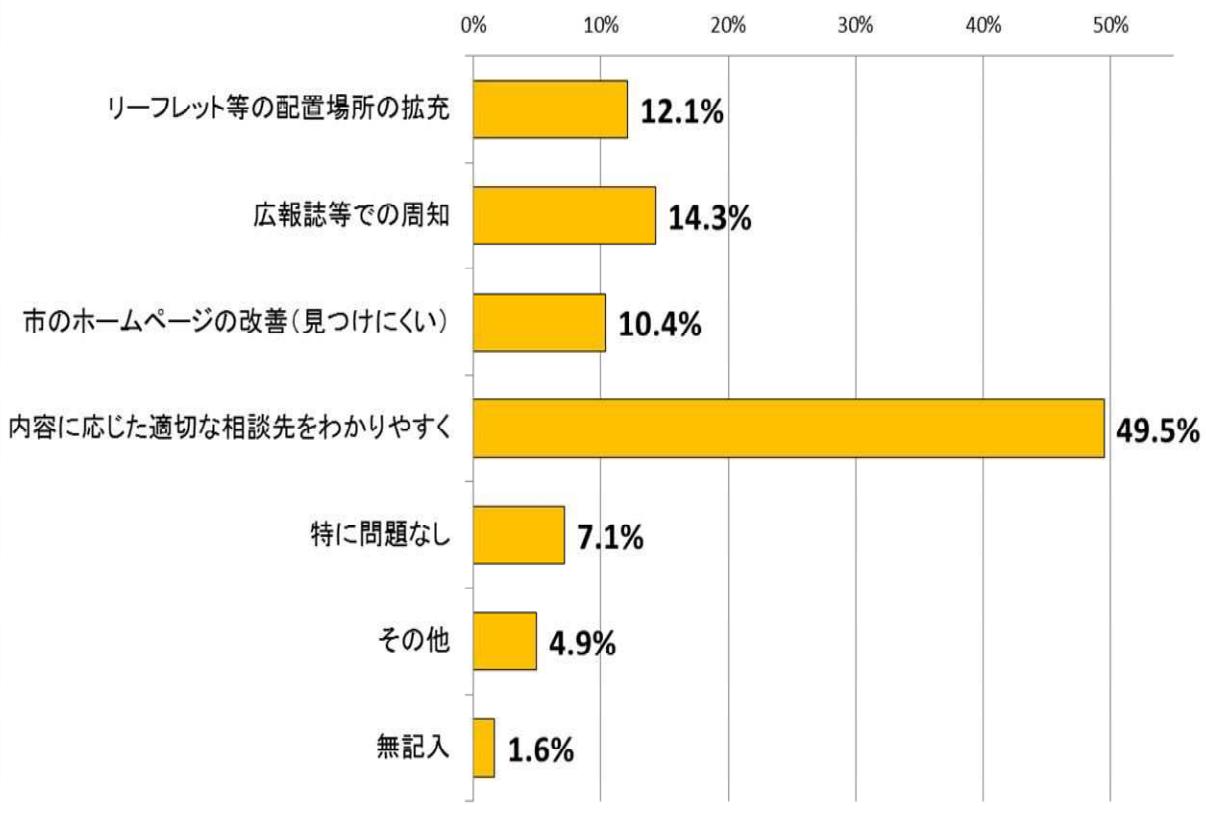
主な重点項目	状況
(1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実 (2) 相談窓口等を分かりやすく周知	<p>市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。</p>
(3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進	<p>さらに、就学前の特別な配慮を必要とする幼児や保護者等を支援するため、新たに教育委員会内に幼児教育センターを設立し、組織体制の構築を進めています。</p>
	<p>上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配事等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。</p> <p>市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人と保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う地域の特別支援教育の中核としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組としては、訪問・来校相談の実施、小中学校への移行支援、公開研修会の開催、学校・園の研修会への協力、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信を行っています。</p> <p>令和3年度に開催した懇話会では、平成27年度に実施した保護者アンケートの結果と同様に、構成員から「分かりやすい相談窓口等の資料の必要性」、「相談窓口や関係機関の周知の徹底等」などについて改善を求める意見が出されました。</p>

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることや相談件数の増加や内容の困難化に対応するためにも相談体制の改善及び充実を図っていく必要があります。

【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：利用した相談機関等】

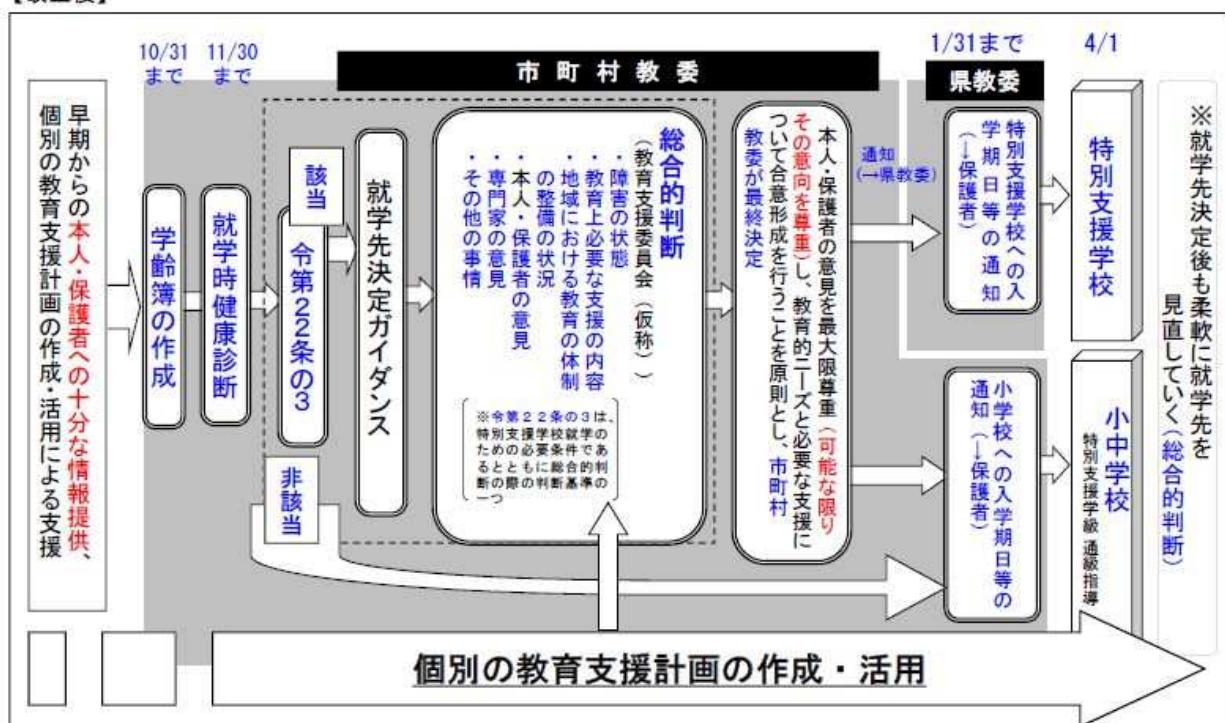


相談機関等を見つけやすくなるには



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実

保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していくよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

(1) - 2 : 特別支援教育コーディネーターの複数配置

多様化する教育的ニーズや増加する相談件数等に対応するため、また、特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園へのコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続していきます。

(1) - 3 : 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有

各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、本人・保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有します。

(2) - 1 : 分かりやすい相談窓口の提示

保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口や支援の手続きなどの早見表の作成などについても検討していきます。

(3) - 1 : 就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実

特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげていきます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるように配慮します。

(3) – 2 : 就学前説明会での情報提供の充実

各学校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園における特別支援教育コーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あるいは教育委員会から派遣）されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」において掲載して幅広く周知を図るなど、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

(3) – 3 : 早期支援の充実

早期に障害のある子どもの状況を把握し、適切な支援を行うことが重要であることから、発達障害の特性のある就学前の子どもが、安心して就学に備えることができるよう、関係局との連携により、①園医健診、②かかりつけ医健診、③特性評価（アセスメント）の三層構造による早期支援システムの構築に向けて研究を行います。

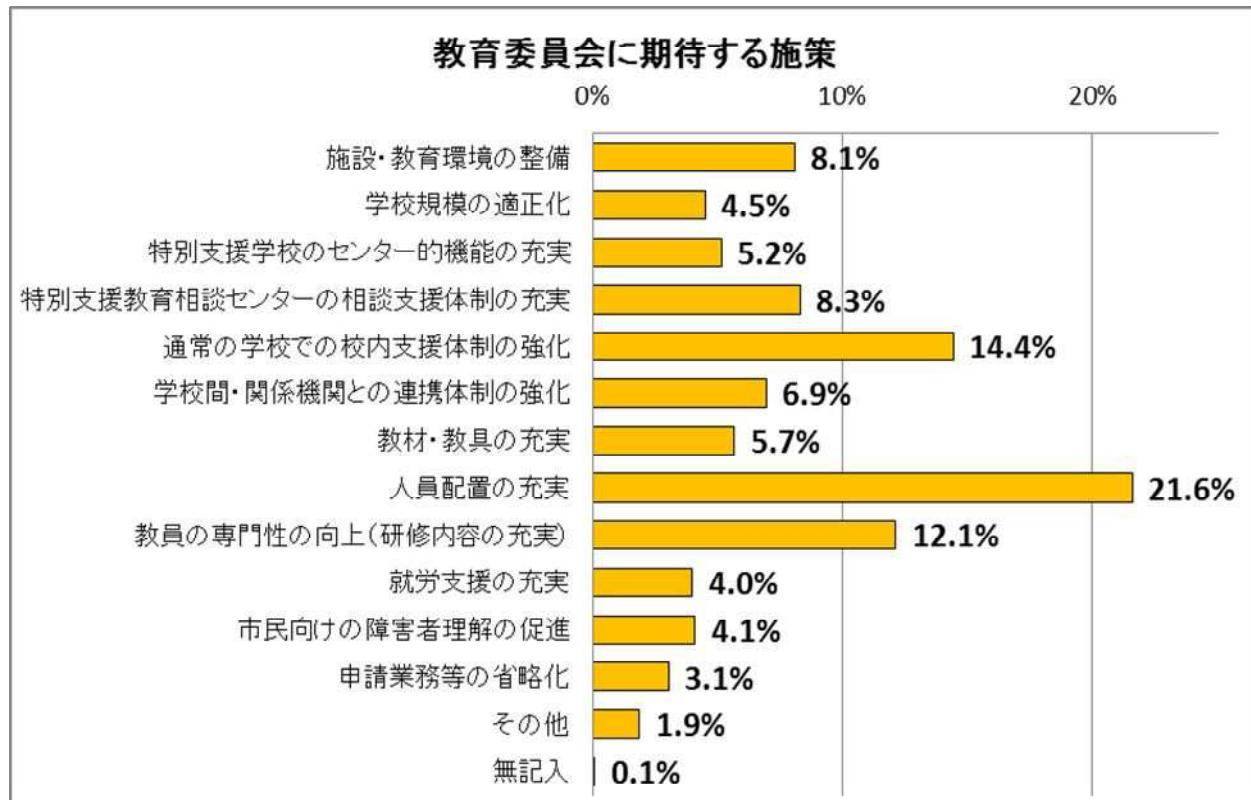
また、特別支援教育相談センターに配置された「早期支援コーディネーター」の活用により、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等が感じる様々な不安や課題に対して、その手立てと一緒に考えるとともに、適切な就学先決定に結び付けていきます。

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

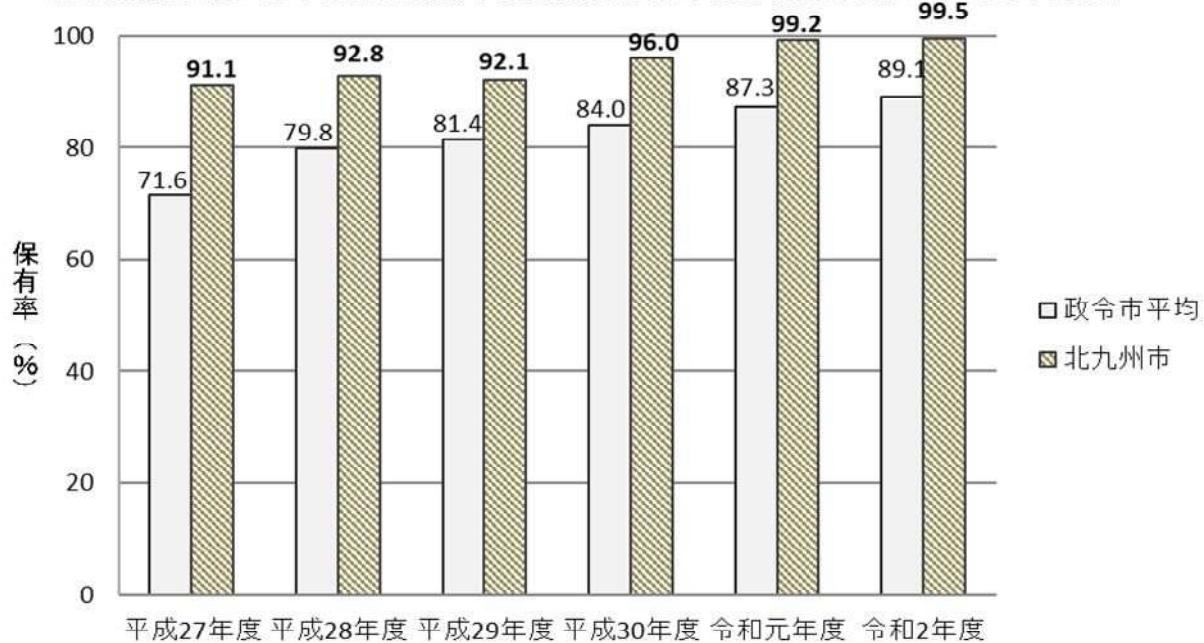
主な重点項目	状況
(1) 教職員の指導力及び専門性の向上	文部科学省が令和3年12月に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小・中学校で8.8%であったとの報告が公表されました。
(2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実	つまり、特別支援教育について考える場合には、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に存在していることを念頭において、教職員一人一人が意識を高め、その子どもたちが感じている課題を十分に把握して、改善に向けて一緒に努力していく姿勢をもつことが大切です。
(3) 専門性の継承、中核教員の育成	また、本市の教員（講師を除く。）のうち、その約半数を40代以上の教員が占めています。若手の教員は増えているものの、教科指導等において豊富な経験と有効な手立てや支援等を身に付けた教員が、近い将来、大量に退職することが見込まれています。
(4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実	引き続き優秀な人材を確保すること。専門性や指導力に長けた教員のノウハウを若い教員に継承していくこと。そして、各校・園における特別支援教育の中核となる教員を育成することが喫緊の課題となっています。
	障害の重度・重複化や多様化等に伴い、多面的な視点に基づく指導・支援が求められるケースもあることから、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門家との連携体制の強化や看護師などの専門職の配置・活用も欠かせません。
	また、いわゆる気になる子どもたちへの効果的な指導・支援を実施するためには、学習支援員、

介助員などの人材の活用等についても引き続き充実させていくことが必要です。

【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：教育委員会に期待する施策】



特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持状況(政令市平均との比較)



<目指す方向性>

(1) – 1 : 教職員全体の特別支援教育の理解促進

令和3年1月に中央教育審議会から「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」が出され、特別支援教育を担う教師の専門性について、全ての教師に求められるものとして、「障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。」ことが示されました。

こうした観点に基づき、特別支援教育が特別な学びの場（特別支援学校や特別支援学級、通級による指導）のみならず、全ての学校において実施されるものであることや、特別支援教育について学ぶことが障害の有無に関わらず、通常の学級のよりよい運営にも寄与すること等について、研修等を通じて全ての教職員（学校事務職員や会計年度任用職員等も含む。）に対して周知を重ね、特別支援教育に対する理解の一層の促進を図ります。

(1) – 2 : 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上

前述の答申では、下記のとおり特別支援学級、通級による指導を担当する教員及び特別支援学校の教員に求められる資質・専門性についても示されており、研修等を通じて、これらの習得及び専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育の視点に立つ実践等については、全ての教員が理解できるよう、できる限り平易な言葉で説明するなど工夫が必要です。

① 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

通常の教育課程における学習指導を基盤として、実際に指導に当たる上で必要となる特別な教育課程の編成の考え方や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性に応じた個別の指導や配慮のノウハウ、自立活動を計画し実践する力、障害のある児童生徒の保護者との連携、関係者間との連絡調整等に関する専門性。

② 特別支援学校の教員に求められる専門性

小・中・高等学校の教育に準ずるとともに、特別支援学校学習指導要領の趣旨に基づいて、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について校内組織を機能させて多面的に把握するとともに、このことを各教科等や自立活動の指導等に生かすための幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる専門性。

(2) – 1 : 各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり

教育委員会が実施する研修について、私立幼稚園や保育所・認定こども園の教職員や関係局の職員等が可能な限り参加できるよう配慮します。

また、多様化する相談内容等に対応するためには、子ども家庭局や保健福祉局などの関係局が実施する事業や取組等に関する知識も必要であることから、これらの局が実施する研修にも教職員が可能な限り参加できるよう、関係局と調整を図ります。

(2) – 2 : 研修プログラムの充実及び研修機会の確保

教育センター等が実施する研修計画や内容を、前述の中央教育審議会（答申）及び同答申と同月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方にに関する有識者会議報告」を踏まえて、一層充実させるとともに、経験年数や役職に応じた研修の企画、特別支援教育分野での経験が豊富かつ有効な支援手法等を身に付けた教員と若手教員がペアになって行うグループ研修など、様々な方法を導入して研修を充実していきます。

また、高い専門性が必要となる事例にも適切に対応できるよう、大学等の専門機関との連携による研修プログラムの策定についても検討していきます。

(3) – 1 : 中核教員の育成、専門性の確保等

特別支援教育の専門性向上や情報共有の観点から、小・中学校と特別支援学校間の人事異動、並びに特別支援学級及び通級による指導担当者の育成を引き続き行います。また、今後とも免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭免許の取得を支援していきます。

各校・園に設置した校内支援委員会を有効に活用し、研修や実践等を通じて得られたノウハウの蓄積・共有に努めます。

特に、特別支援学級においては、指導経験が豊富で、様々な支援方法等を身に付けた教員がこれまでに培ってきたノウハウ等を、近隣の教員に伝承するための取組として、グループ研修を実施することで、中核教員の育成、専門性の確保及び一貫性のある支援の継続につなげていきます。

(3) – 2 : 専門性の高い教員の確保

特別支援教育の重要性を鑑み、本市の教員採用試験において特別支援学校教諭免許状を保有する者を対象とした特別支援学校への採用枠を設定するなどの工夫をしています。

特別支援教育を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれることから、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援学校教諭免許状を保有する者を配置することが望ましいため、令和3年3月に中央教育審議会に諮問された「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の審議の動向等も踏まえ、引き続き専門性の高い教員の確保に努めます。

(4) – 1 : 外部専門家等の派遣

現在、特別支援学校や特別支援学級等の要請に基づき、必要に応じて理学

療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を派遣し、教職員が専門的な指導・助言を得るための事業を実施しています。

また、通常の学級には、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するために、作業療法士と連携した支援体制を拡充しています。

今後も、外部専門家等を派遣する事業を継続し、教職員が適切な指導・助言を得ながら、専門性を高めていくことになります。

(4) – 2 : 教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用

学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルパー等を引き続き配置（派遣）・活用し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。

(4) – 3 : 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実

諸課題に対して、校内での解決が困難なケースに対しては、例えば中学校区の学校の特別支援教育コーディネーターや教職員同士が連携して対応に当たる、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用しながら対応するといった「域内の教育資源の組合せ（スクール・クラスター）」についても有効であると考えます。

こうした連携が図られるよう、小中一貫・連携教育の取組の中で情報交換する仕組みづくりを構築するなど、多面的な指導・支援体制の充実に努めていきます。

(4) – 4 : 私立幼稚園に対する支援

北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園が特別な教育的支援を必要とする園児を積極的に受け入れた場合の支援の充実を図り、私立幼稚園における受け入れの促進につなげます。

また、幼児教育センターを設置し、特別な教育的支援を必要とする園児を受け入れる幼稚園等を支援する体制を構築していきます。

(4) – 5 : 就学前期の指導・支援の充実

特別支援教育相談センターに配置している早期支援コーディネーターは、幼稚園、保育所、認定こども園からの要請に応じた指導・支援を実施します。

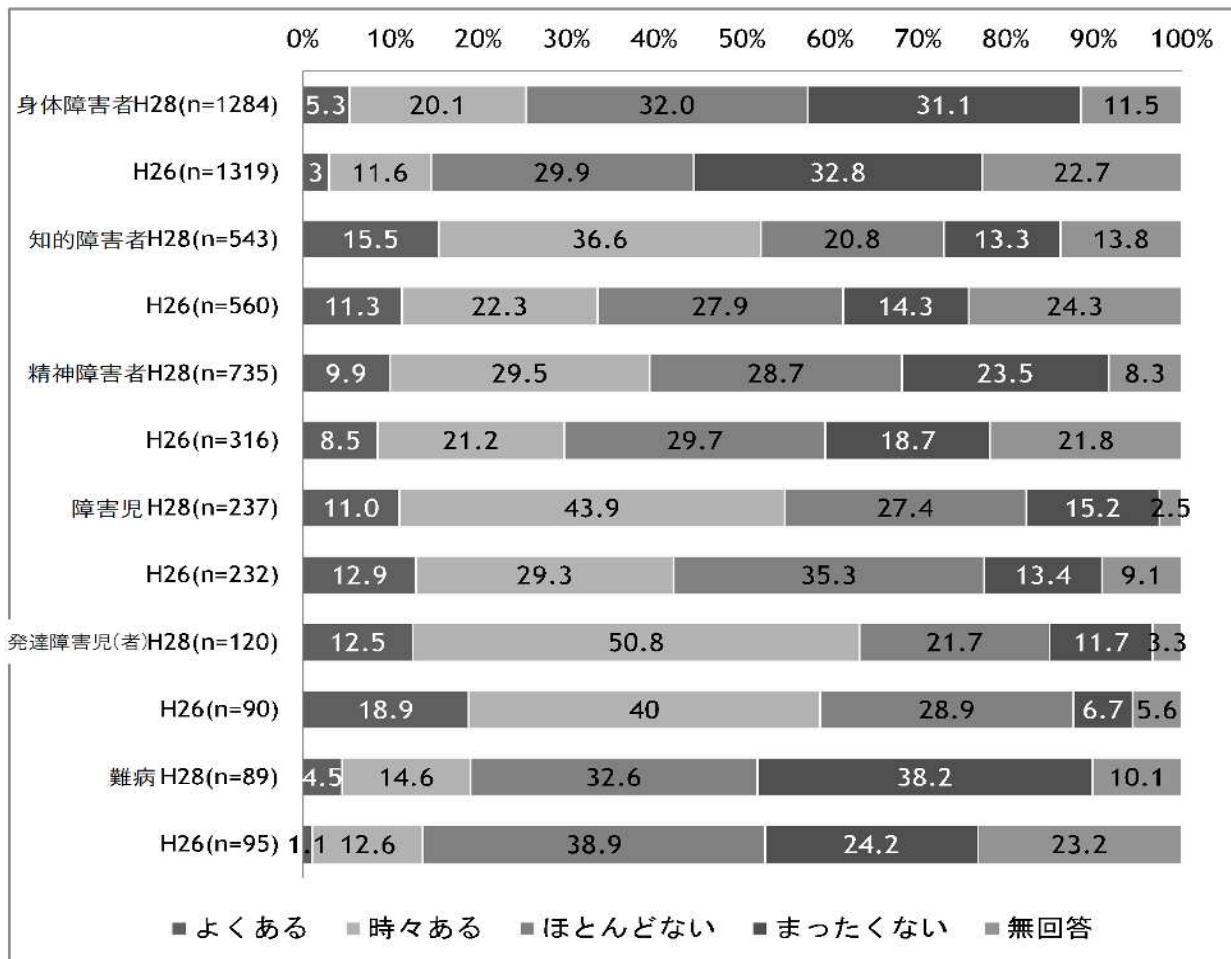
学習面や生活面で課題を感じる就学前期の子どもや保護者が安心して小学校に入学し、適切な指導・支援を切れ目なく受けることができるよう、引き続き取組を推進していきます。幼児教育センターが設置されて以降は、当センターとの連携により各種相談に対して速やかに対応できるよう、相談支援体制の一層の充実を図ります。

4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

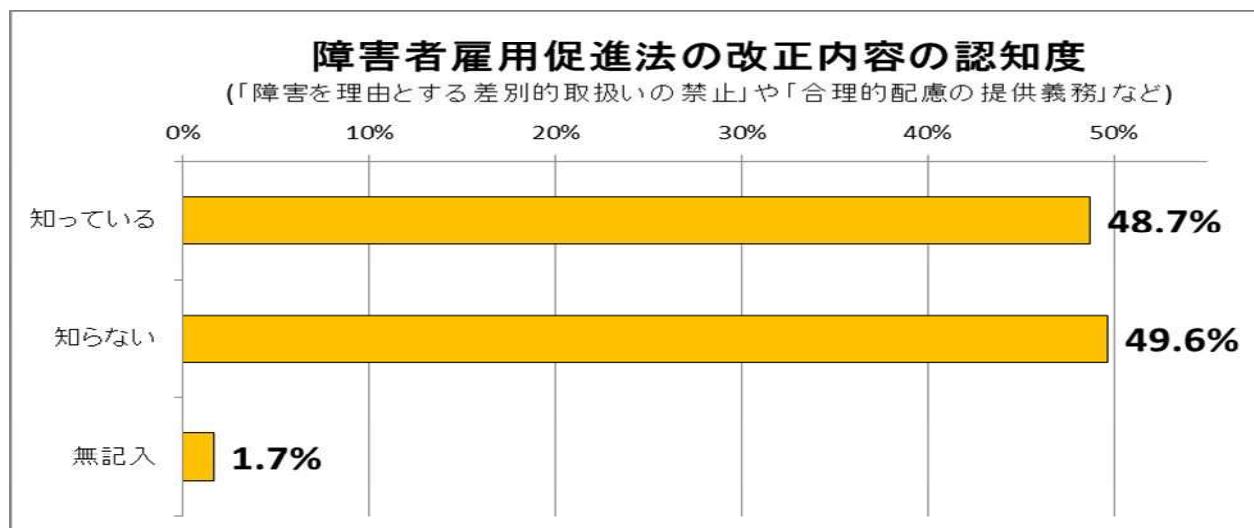
主な重点項目	状況
(1) 特別支援教育の理解促進 (市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供)	障害の中には発達障害のように、外見では判断がつきにくい場合があります。そうした場合には、教職員等の周囲による気付きと早い段階からの適切な支援や配慮を行っていくことが極めて重要です。保健福祉局が実施した「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」においても、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。
(2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介	障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上の不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることができます。
(3) 「交流及び共同学習」の推進	リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことやオリンピック・パラリンピック教育の成果を生かした活動を行うことも有効です。
(4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど	企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことでも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。
	本プラン策定時に実施した企業向けのアンケート調査では、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50%程度という結果が出ています。
	企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方の見直しや実習先や就労先の新規企業開拓の推進など、一層の充実を図ることも必要です。

【「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」：差別を受けた経験】

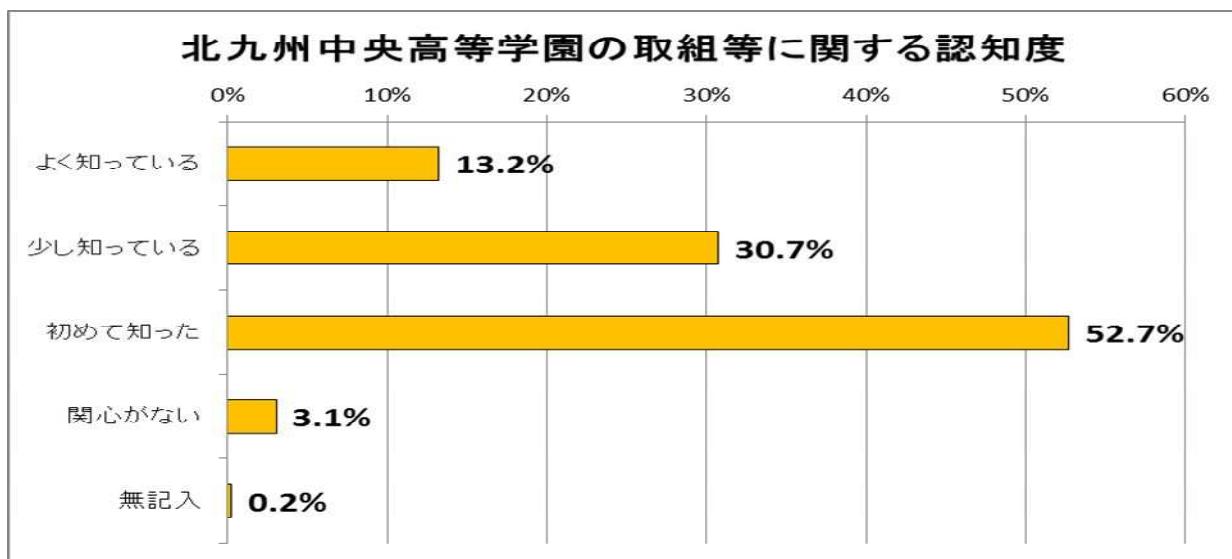
これまでの日常生活の中で障害を理由として差別や人権侵害などに合った経験（「よくある」と「時々ある」の合計割合）についてみると、発達障害児（者）（63.3%）が最も高く、次いで障害児（54.9%）、知的障害者（52.1%）、精神障害者（39.4%）の順となっている。



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：障害者雇用促進法の改正内容の認知度】



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：北九州中央高等学園に関する認知度】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 人権意識の向上

子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、本市独自の人権教育教材集「新版　いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図っていきます。また、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習市民講座等の場面においても、人権意識の向上に向けた取組を進めています。

また、障害のある子どもの権利を守るために、周囲の人権意識の向上が必要なことは勿論ですが、障害のある子どもが自ら苦手なことや必要な支援を意思表明できるような経験や態度の育成も必要です。このようなセルフアドボカシー（自己権利擁護）の支援についても促進を図ることが必要です。

(1) - 2 : 個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上

本市は、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができます。

また、子どもにとっても、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

今後も地域とのつながりを大切にしながら、障害のある子どもが地域で生活しやすいことが、障害のない人にとっても生活しやすいという認識を深めることにより、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

(1) - 3 : 就労支援等の充実

障害者の就労支援を担当する保健福祉局の北九州障害者しごとサポートセンター等とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る情報提供を行うとともに、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザーによる実習先や就労先の新規企業開拓を積極的に行います。

(2) - 1 : 特別支援教育に対する理解の促進

特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、製品販売会、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレー・ボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施などの理解・啓発につながる活動を行っています。

これらの機会をとらえて特別支援学校等における教育活動を知る機会を増やすことは、特別支援教育の意義や役割等についての理解を促進する上で大変有効であると考えます。

この他にも、ホームページ等を積極的に活用して市民や関係機関等に最新の情報を分かりやすく提供するなど、本市の特別支援教育に対する理解の浸透につなげます。

(2) - 2 : 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保

教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現することが得意な子どもがいます。障害により思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが困難な場合であっても、発表の機会や他者とコミュニケーションを図る場面や手段を多様に設定することは、教育的ニーズのある子どもの主体的な態度を引き出すとともに、自己肯定感を高める上で大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を設けるなど、障害者理解の促進と他者との交流の機会の創出を図ります。

(3) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

また、子どもたちが一緒にスポーツを楽しむような場面では、障害の状態や環境等を十分に踏まえながら子ども同士で話し合い、ルールや用具などの変更調整に取り組む機会を意図的に設けるなど、子どもたちが共生社会の在り方や障害者理解などについて主体的に考える機会に結び付けていきます。

(4) - 1 : 市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんに特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

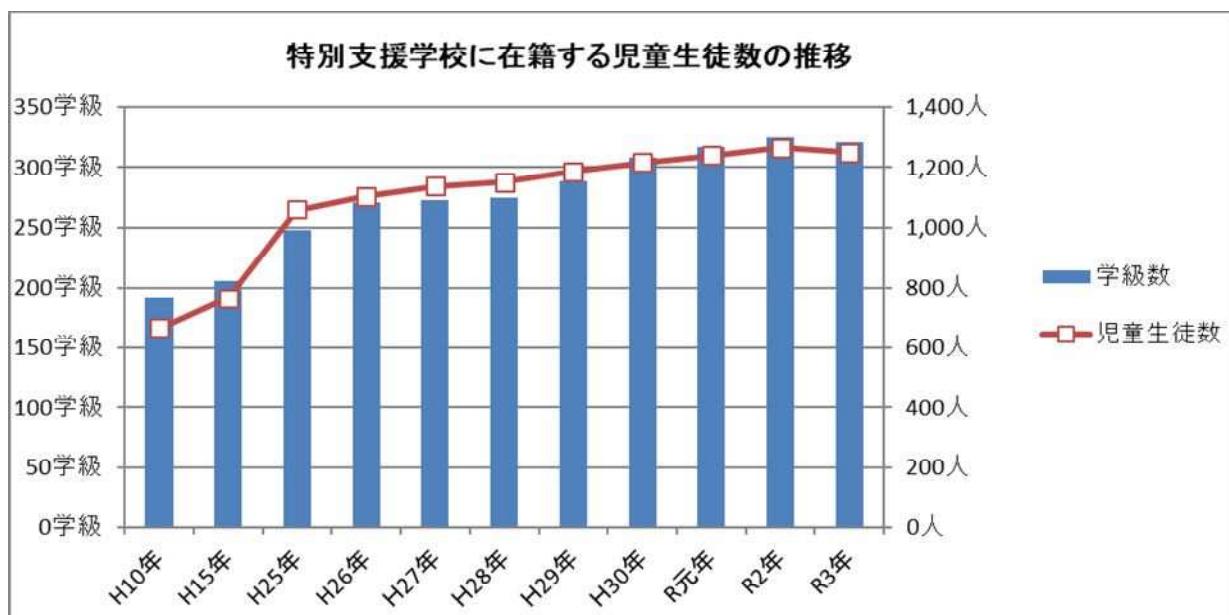
主な重点項目	状況
<p>(1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備</p> <p>(2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応</p>	<p>少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年5～9万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年3万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様で、義務教育段階の子どもの数が毎年500～700人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年70～200人ほど増加しています）。</p> <p>本市では、特に学校における知的障害のある子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害の状態像や教育的ニーズの多様化についても顕著となっているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。</p> <p>平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。</p> <p>西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受け入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。</p> <p>一方、医療的ケアが必要な子どもの数が増えてきている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。</p>

特別支援学校配置図(R4年4月)



【特別支援学校の在籍者数の推移】

	H10	H15	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
学級数	192	206	248	271	273	275	289	308	317	323	321
児童生徒数	666	765	1,059	1,105	1,137	1,152	1,186	1,216	1,240	1,256	1,249



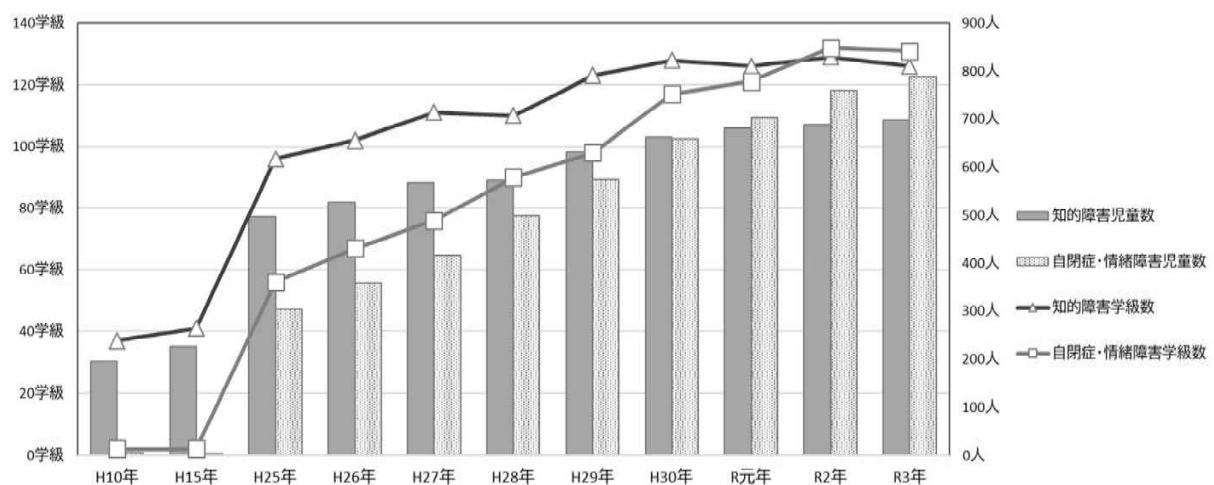
(教育委員会調べ)

【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の施設・設備面の課題】

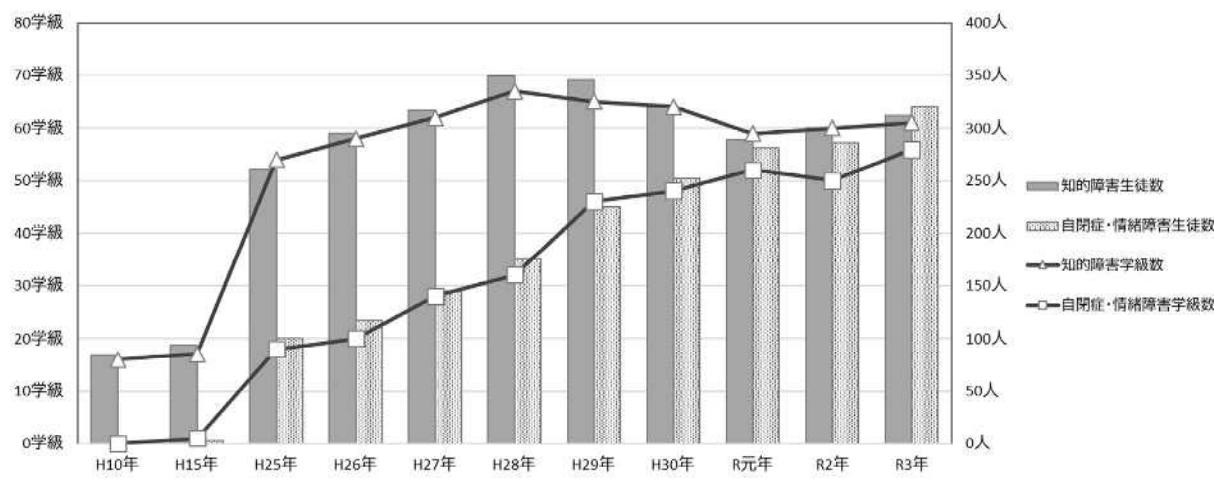
課題

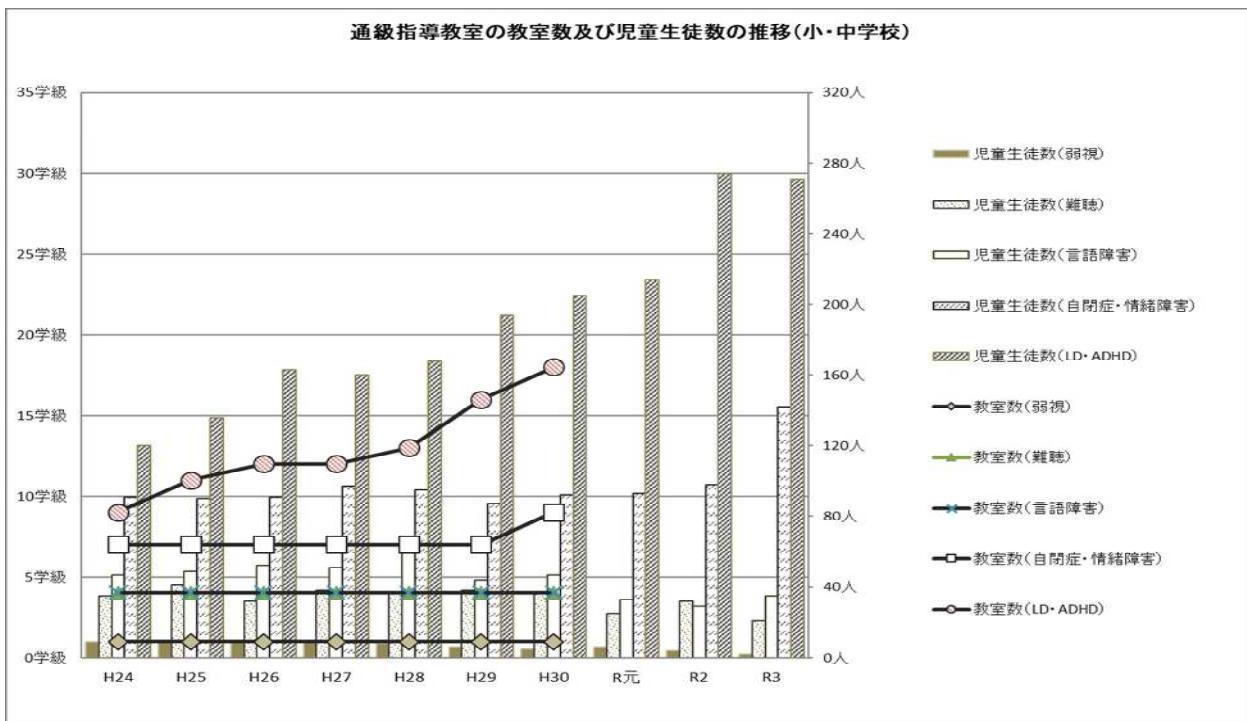
- ・知的障害の児童生徒の増加傾向への対応
- ・在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数、駐車場の確保
- ・知的障害のある子どもの運動量や安全面に配慮した運動場等の整備
- ・職業需要の変化に柔軟に対応するための作業学習の新たな種目の導入と教室の用途変更
- ・病弱の児童生徒受入れのための環境整備
- ・医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒増加への対応

知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の児童数の推移(小学生)



知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の児童数の推移(中学生)





※特別支援教室は、原則として、全ての障害種に対応するため、導入が始まった令和元年度から児童生徒数のみの数値とした。

(教育委員会調べ)

<目指す方向性>

(1) - 1 : 施設・設備面の整備

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級での学習環境については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、並びに文部科学省から示されている「学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

<具体例>

- ・学校新設時等のバリアフリー対策（エレベーターの設置など）
- ・スロープや階段手すりの設置

(1) - 2 : 教育環境の整備

教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、タブレット端末をはじめとする種々のICT機器等の支援ツールの活用が期待されています。

GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を踏まえて、子どもの実態や学習状況、社会の要請等に応じた教育環境の整備について、引き続き取り組んでいきます。

(2) - 1 : 特別支援学級の設置

- ① 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置を必要に応じて適切に進めていきます。
- ② 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。
必要に応じた適切な設置を進めていくとともに、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の支援については、通級による指導の整備（特別支援教室への移行）に伴う学びの場の検討とともに、校内の支援体制による個別の支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。
- ③ 前項の他、学校教育法第八十一条に示される障害種に対応するための特別支援学級の設置については、個々の障害の状況や教育的ニーズ等を十分に考慮するとともに、地域の学校の設備や近隣の状況、今後のニーズ等を多面的に把握した上で、全市的かつ中長期的な視野から個別に検討します。

(2) - 2 : 特別支援教室（通級による指導）の設置

通級による指導の場の整備については、通級指導設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる「特別支援教室」の導入を計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

(2) - 3 : 特別支援学校の再編整備

- ① 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現地建替えや学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、「特別支援学校設置基準」を踏まえて、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。
- ② 今後の特別支援学校の環境整備は、これまで実施した再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。

その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消を視野に入れながら、余裕教室の確保、スクールバスの運行を含めた通学の利便性、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。

③ また、特別支援学校の生徒が学校を卒業した後に、自立した社会生活を送れるように育成していくことは極めて重要です。

そこで、北九州中央高等学園の移転・建替えに当たっては、全市的な職業教育の充実が図られるよう十分に考慮します。

改訂版「北九州市特別支援教育推進プラン」の概要

太字・下線の項目は新規記載項目

目指す方向性

見直しの要素

- ◆ プラン策定後の中央教育審議会の答申や特別支援教育関連計画の改訂内容の反映
- ◆ GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の整備によるICTの利活用
- ◆ 医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児やその保護者への支援体制
- ◆ SDGsと特別支援教育の関係など

ニーズ・期待

- 「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」
 - ・関係部局との連携
 - ・ICTの活用
 - ・教員の専門性
 - ・連続した支援
 - ・相談体制等
 - ・早期支援・早期相談
 - ・就労支援など

【プランの位置付け、趣旨及び期間】

- ・平成29年度作成から5年を経過し、新たな課題を踏まえた特別支援教育の方向性を示す。
- ・課題等を改善していくためのプランを策定。
- ・「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化。

「5つの視点」及びそれらを踏まえた取組内容

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

- 研修体制や関係機関との連携の強化
- ICT機器等の活用による指導・支援の推進
- 医療的ケア児支援の体制整備
- 就労支援の充実、福祉等との連携
- 作業学習プログラムの充実など

2. 相談支援体制の整備

- 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有
- 分かりやすい相談窓口の提示
- 早期支援の充実など

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用

- 教職員全体の特別支援教育の理解促進
- 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上
- 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実
- 就学前の指導・支援の充実など

4. 障害者理解の促進

- 人権意識の向上
- 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保
- 市民との協働による教材・教具の作成など

5. 施設・設備面の整備

- 施設・設備面の整備
- 特別支援学級の設置
- 特別支援学校の再編整備など

互いの人格や多様性、個性の尊重
可能性を生かす・引き出す教育
+ 「わかる」・「できる」喜び
↓ 子どもたちの「生きる力」

+ 環境の整備
+ 障害者理解の促進
↓ 共生社会の形成

資料編

(ページ)

1.	北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会 開催要綱	50-51
2.	北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会 構成員名簿	52
3.	北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会の経過	53
4.	特別支援教育の関係データ (北九州市)	54-57
5.	特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移 (全国と本市)	58
6.	保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ	59-62
7.	教育委員会における各種事業等 (特別支援教育関係)	63-64
8.	特別支援教育関係の主な研修一覧	65
9.	他局等における各種事業等 (障害のある子どもたちへの支援につながる取組)	66-69
10.	障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業 (保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)	70
11.	用語解説	71-74

北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会開催要綱

(目的及び開催)

第1条 本市における障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の推進に向けて、特別支援教育の在り方や方向性を定める「北九州市特別支援教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)の見直し等に当たり、有識者等から意見を聴取するため、北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会の構成員は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用
- (4) 障害者理解の促進
- (5) 施設・設備面の整備
- (6) 推進プランの評価
- (7) 次期推進プランの策定

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 障害者関係団体代表
- (5) 保護者代表
- (6) 学校関係者
- (7) その他、特に必要と認めた者

(会議の運営)

第4条 懇話会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長は、懇話会を招集する。
- 4 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 構成員の任期は、選任の日から令和5年3月31日とまでとする。

2 構成員は、再任されることができる。

(資料提出及び意見聴取)

第6条 会長は、必要に応じて、有識者等に対して懇話会への出席、説明及び資料の提出を求める、また意見を聴取することができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会特別支援教育課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関する必要な事項については、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

【北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会 構成員名簿】

(区分内で五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	一木 薫	福岡教育大学 教授
	倉光 晃子	西南学院大学 准教授
	中村 貴志	福岡教育大学 教授
福祉関係者	清水 喜代美	北九州市立引野ひまわり学園 園長
医療関係者	友納 優子	北九州市立総合療育センター 副所長
障害者 関係団体	伊野 和子	北九州市自閉症協会事務局長 北九州市障害福祉団体連絡協議会 副会長
	小松 啓子	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 理事長
保護者代表	原田 香	北九州市P T A協議会 副会長 北九州市特別支援学校P T A連合会 会長 (小倉南特別支援学校 P T A会長)
学校関係者	井上 勝美	北九州市立中学校長会 会長 ※令和3年度 (曾根中学校 校長)
	川中 浩之	北九州市立中学校長会 会長 ※令和4年度 (志徳中学校 校長)
	田頭 麗宏	北九州市立小学校長会 会長 (八幡小学校 校長)
	高原 恵子	北九州市私立幼稚園連盟 教育研究委員長 (認定こども園徳力団地幼稚園 園長)
	明瀬 真二	北九州市立特別支援学校長会 会長 (八幡西特別支援学校 校長)

北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会の経過

【令和3年度】

開催日	議題
第1回 11月19日（金）	<ul style="list-style-type: none">・プラン策定後の実績・特別支援教育の現状と課題・今後の見直しの視点・意見交換
第2回 2月 7日（月）	<ul style="list-style-type: none">・第1回懇話会における意見整理・プラン見直し案の方向性・意見交換

【令和4年度】

開催日等	議題等
第3回 5月27日（金）	<ul style="list-style-type: none">・第2回懇話会における意見整理・プラン改訂案の説明・市民意見募集に係る説明・意見交換
9月1日（木）～30（金）	市民意見の募集（パブリックコメント）
第4回 11月18日（金）	<ul style="list-style-type: none">・第3回懇話会における意見整理・市民意見の募集結果及び最終案について報告・意見交換
2月	プランの改訂

※ 上記の「プラン」とは、「北九州市特別支援教育推進プラン」を示す。

特別支援教育

(1) 特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒数等の推移

● 知的障害

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	4校	114学級	500人	43校	64学級	360人
17	4校	119学級	522人	46校	68学級	379人
18	4校	120学級	538人	53校	81学級	421人
19	5校	124学級	575人	59校	87学級	460人
20	5校	130学級	622人	68校	97学級	530人
21	5校	142学級	671人	75校	108学級	573人
22	5校	140学級	718人	85校	116学級	601人
23	5校	144学級	729人	92校	123学級	641人
24	5校	148学級	746人	98校	128学級	688人
25	5校	145学級	754人	111校	150学級	757人
26	5校	158学級	792人	118校	160学級	822人
27	5校	160学級	831人	129校	173学級	884人
28	6校	169学級	850人	134校	177学級	921人
29	6校	180学級	893人	142校	187学級	979人
30	6校	194学級	935人	148校	193学級	982人
令和元	6校	203学級	968人	149校	184学級	971人
2	6校	213学級	988人	149校	189学級	987人
3	6校	211学級	980人	149校	182学級	1,009人

● 肢体不自由

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	69学級	197人			
17	2校	70学級	198人			
18	2校	76学級	213人			
19	2校	73学級	220人			
20	2校	72学級	207人			
21	2校	77学級	217人			
22	2校	72学級	205人			
23	2校	71学級	213人			
24	2校	79学級	235人			
25	2校	75学級	222人			
26	2校	86学級	232人			
27	2校	85学級	234人			
28	2校	82学級	237人			
29	2校	84学級	230人			
30	2校	83学級	217人			
令和元	2校	85学級	213人			
2	2校	84学級	214人			
3	2校	84学級	213人			

● 病弱（病弱・身体虚弱）

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	19学級	64人	1校	2学級	9人
17	2校	26学級	84人	1校	2学級	11人
18	2校	22学級	70人	1校	2学級	10人
19	2校	25学級	87人	1校	1学級	7人
20	2校	27学級	92人	1校	1学級	8人
21	2校	24学級	82人	1校	1学級	8人
22	2校	28学級	92人	1校	1学級	4人
23	2校	30学級	97人	0校	0学級	0人
24	2校	31学級	91人	0校	0学級	0人
25	2校	28学級	83人	0校	0学級	0人
26	2校	27学級	81人	0校	0学級	0人
27	2校	28学級	72人	0校	0学級	0人
28	2校	24学級	65人	0校	0学級	0人
29	2校	25学級	63人	0校	0学級	0人
30	2校	27学級	64人	0校	0学級	0人
令和元	2校	29学級	59人	0校	0学級	0人
2	2校	28学級	62人	0校	0学級	0人
3	2校	26学級	55人	0校	0学級	0人

● 弱視

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16				1校	1教室	3人
17				1校	1教室	1人
18				1校	1教室	2人
19				1校	1教室	3人
20				1校	1教室	4人
21				1校	1教室	4人
22				1校	1教室	8人
23				1校	1教室	7人
24				1校	1教室	9人
25				1校	1教室	9人
26				1校	1教室	9人
27				1校	1教室	9人
28				1校	1教室	8人
29				1校	1教室	6人
30				1校	1教室	5人
令和元						6人
2						4人
3						2人

● 難聴

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	5校	5学級	15人	4校	4教室	33人
17	5校	5学級	15人	4校	4教室	30人
18	5校	6学級	15人	4校	4教室	32人
19	5校	6学級	19人	4校	4教室	30人
20	3校	4学級	19人	4校	4教室	31人
21	6校	6学級	15人	4校	4教室	30人
22	6校	6学級	19人	4校	4教室	34人
23	6校	6学級	16人	4校	4教室	36人
24	6校	6学級	18人	4校	4教室	35人
25	6校	6学級	17人	4校	4教室	41人
26	6校	6学級	19人	4校	4教室	32人
27	6校	6学級	17人	4校	4教室	38人
28	6校	6学級	17人	4校	4教室	37人
29	5校	5学級	13人	4校	4教室	38人
30	4校	4学級	12人	4校	4教室	36人
令和元	5校	5学級	12人			25人
2	7校	7学級	14人			32人
3	7校	7学級	18人			21人

● 言語障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16				2校	4教室	53人
17				2校	4教室	54人
18				2校	4教室	53人
19				2校	4教室	48人
20				2校	4教室	47人
21				2校	4教室	33人
22				2校	4教室	38人
23				2校	4教室	44人
24				2校	4教室	47人
25				2校	4教室	49人
26				2校	4教室	52人
27				2校	4教室	51人
28				2校	4教室	59人
29				2校	4教室	44人
30				2校	4教室	47人
令和元						33人
2						29人
3						35人

● 自閉症・情緒障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	3校	3学級	11人	3校	6教室	77人
17	3校	4学級	14人	3校	7教室	88人
18	5校	6学級	26人	4校	8教室	96人
19	8校	9学級	52人	4校	8教室	95人
20	13校	18学級	98人	3校	6教室	77人
21	21校	31学級	164人	3校	6教室	120人
22	32校	46学級	219人	3校	7教室	78人
23	36校	52学級	277人	3校	7教室	84人
24	42校	60学級	323人	3校	7教室	91人
25	50校	74学級	405人	3校	7教室	90人
26	61校	87学級	474人	3校	7教室	91人
27	71校	104学級	561人	3校	7教室	97人
28	85校	122学級	675人	3校	7教室	95人
29	96校	144学級	798人	3校	7教室	87人
30	108校	168学級	910人	5校	9教室	92人
令和元	108校	173学級	984人			93人
2	109校	182学級	1,046人			98人
3	112校	191学級	1,103人			142人

● LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16						
17						
18				2校	2教室	10人
19				2校	2教室	22人
20				4校	4教室	45人
21				5校	6教室	49人
22				6校	8教室	100人
23				6校	8教室	108人
24				7校	9教室	120人
25				8校	11教室	136人
26				8校	12教室	163人
27				8校	12教室	160人
28				9校	13教室	168人
29				9校	16教室	194人
30				10校	18教室	205人
令和元						214人
2						274人
3						271人

※ 特別支援教室の導入に伴い、通級指導教室については障害種ごとに教室が設置されなくなったため、導入が始まった令和元年度から児童生徒数のみの数値とした。

● 特別支援教室の導入状況(令和元年度より導入開始。児童生徒数は通級指導教室の内数)

【小学校】(巡回指導)

	拠点校数	巡回校数	教室数	障害種ごとの児童数				
				弱視	難聴	言語障害	自閉・情緒	LD・ADHD
令和元	1校	21校	5教室	0	2	12	21	14
2	4校	53校	17教室	0	2	29	66	104
3	10校	129校	102教室	2	2	35	125	232

※ 令和元年度は小倉北区、令和2年度は引き続き八幡西区に、令和3年度からは全区に導入

【中学校】(自校通級)

	導入校数	教室数	障害種ごとの生徒数				
			弱視	難聴	言語障害	自閉・情緒	LD・ADHD
令和元	1校	1教室	0	0	0	1	0
2	3校	3教室	0	0	0	8	6
3	3校	3教室	0	0	0	9	9

(教育委員会 特別支援教育課調べ)

(2) 医療的ケア児の推移

ア 特別支援学校に在籍する医療的ケア児

【全国】

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
児童生徒数	7,842	7,774	8,143	8,116	8,218	8,567	8,392
看護師数	1,354	1,450	1,566	1,665	1,807	2,042	2,430

※H30 年度までは、公立特別支援学校における状況。R元年度からは国立、私立、株式会社立を含む。

(文部科学省「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」より)

【北九州市】

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童生徒数	23	29	32	35	34	33	37	45	52
看護師数	5	5	5	7	7	7	9	9	11

イ 地域の小中学校等に在籍する医療的ケア児

【全国】

(単位：人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元
児童生徒数	839	766	858	974	1,146
看護師数	350	420	553	730	1,122

※ H30 年度までは、公立小・中学校における状況。R元年度から幼稚園、高等学校、国立、私立、株式会社立を含む。

(文部科学省「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」より)

【北九州市】

(単位：人)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2	R 3
児童生徒数	8	8	8	10	9	10	12
看護師数	—	—	—	—	—	派遣委託	派遣委託

※ 1 派遣委託については、年間約 660 時間程度を確保。

2 医療的ケア児については原則として、自己管理又は保護者の付添いができる条件として地域の小中学校で受け入れてきた。

(3) 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持状況

年度	特別支援学校数	教諭数	特別支援学校教諭免許保持者数	免許保持率
17	8 校	351 人	291 人	82.9%
18	8 校	356 人	305 人	85.7%
19	9 校	374 人	329 人	88.0%
20	9 校	388 人	340 人	87.6%
21	9 校	396 人	344 人	86.9%
22	9 校	401 人	357 人	89.0%
23	9 校	402 人	363 人	90.3%
24	9 校	401 人	368 人	91.8%
25	9 校	399 人	356 人	89.2%
26	9 校	402 人	374 人	93.0%
27	9 校	404 人	368 人	91.1%
28	8 校	374 人	347 人	92.8%
29	8 校	382 人	352 人	92.1%
30	8 校	396 人	380 人	96.0%
令和1	8 校	387 人	384 人	99.2%
2	8 校	393 人	391 人	99.5%
3	8 校	418 人	417 人	99.8%

※ 平成 19 年度から教育職員免許法施行規則の改正により、盲・聾学校免許を含み、特別支援学校教諭免許状として計上。

(教育委員会 教職員課調べ)

特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(全国)



※ 令和2・3年度の「特別な支援を要する児童生徒(%)」と「通級による指導(%)」については、令和2年度以降の「通級による指導」の数値が令和4年4月1日時点で未公表のため、算定できていない。

特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(北九州市)



【保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ】

身体障害者手帳交付件数 (18歳未満: 等級別)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成29年度	400件	159件	99件	54件	20件	32件	764件
平成30年度	379件	159件	98件	60件	18件	32件	746件
令和元年度	385件	165件	101件	59件	16件	24件	750件
令和2年度	378件	162件	101件	53件	16件	28件	738件
令和3年度	371件	156件	96件	54件	14件	30件	721件

身体障害者手帳交付件数 (18歳未満: 障害別)

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成29年度	19件	116件	3件	442件	184件	764件
平成30年度	21件	114件	2件	437件	172件	746件
令和元年度	20件	111件	2件	446件	171件	750件
令和2年度	20件	102件	2件	440件	174件	738件
令和3年度	20件	99件	2件	425件	175件	721件

療育手帳交付件数 (18歳未満)

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
平成29年度	600件	1,725件	2,325件
平成30年度	608件	1,772件	2,380件
令和元年度	607件	1,759件	2,366件
令和2年度	595件	1,826件	2,421件
令和3年度	616件	1,857件	2,473件

悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合(平成28年度)	割合(令和2年度)
行政や民間の相談窓口	3.0%	3.7%
施設や医療機関の職員	44.3%	44.1%
友人・知人	36.3%	17.6%
家族	70.5%	59.7%
相談できる人がいない	3.8%	3.1%

資料：平成28年度北九州市障害児・者実態調査及び令和2年度北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査より

発達障害児支援センター「つばさ」の相談状況

年度	件数
平成29年度	3,778件
平成30年度	3,873件
令和元年度	3,827件
令和2年度	3,955件
令和3年度	4,060件

保育所での障害のある子どもの受け入れ数

年度	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成29年度	111施設	287人
平成30年度	102施設	274人
令和元年度	100施設	259人
令和2年度	110施設	257人
令和3年度	110施設	273人

※各年度5月1日現在の数値

放課後等デイサービスの利用実績

年度	利用者数
平成29年度	1,422人
平成30年度	1,659人
令和元年度	1,759人
令和2年度	2,064人
令和3年度	2,314人

※各年度3月末現在の利用者数

放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数(4月1日現在)

年度	人数	クラブ数
平成29年度	309人	94クラブ
平成30年度	320人	92クラブ
令和元年度	293人	94クラブ
令和2年度	277人	91クラブ
令和3年度	267人	89クラブ

障害児のための施設・事業所

	概要	施設数
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を対象に、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	2か所
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児施設)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療や日常生活の指導を行う施設	3か所
児童発達支援センター	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	7か所
児童発達支援事業	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業所 ※児童発達支援センターより小規模な通所支援	94か所
放課後等デイサービス	障害のある子どもが、放課後等に通所し、通所児が社会に適応できるように生活、学習、運動等の訓練を行うもの	183か所
保育所等訪問支援事業	支援員が保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外との集団生活への適応のための支援を行うもの	8か所
居宅訪問型児童発達支援事業	支援員が居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識技能の付与等を支援する事業	1か所

障害児等療育支援事業

★療育等支援施設事業

事業名	実施施設
①訪問療育指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区）
②外来療育指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区） 到津ひまわり学園（小倉北区） 北方ひまわり学園（小倉南区） 若松ひまわり学園（若松区） 小池学園（若松区） 引野ひまわり学園（八幡西区）
③施設一般指導事業	総合療育センター（小倉南区） 総合療育センター西部分所（八幡西区） 北方ひまわり学園（小倉南区）

★療育拠点施設事業

事業名	実施施設
④施設専門指導事業	総合療育センター（小倉南区）
⑤専門療育指導事業	総合療育センター西部分所（八幡西区）

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援環境整備事業	市立小・中学校の自閉症・情緒障害学級、難聴学級等の環境整備を行う。	教育委員会 施設課
学校支援のための講師等配置事業	学力向上、特別支援教育、生徒指導等の学校の課題等への対応を支援するため講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学級補助講師の配置事業	自閉症・情緒障害等の特別支援学級の在籍児童生徒数が1学級あたり8人となる学校に優先的に講師を配置する。	教育委員会 教職員課
市立幼稚園における特別支援教育のための講師配置事業	特別な支援を必要とする園児の指導を支援するため講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学校における会計年度任用職員の配置	実習助手、介助員及び給食介助員を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等就学に必要な経費の一部を援助する。	教育委員会 学事課
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	<p>特別な支援を必要とする児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成など 	教育委員会 特別支援教育課 教育委員会 特別支援教育相談センター 教育委員会 学校教育課 保健福祉局 障害者支援課 子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局 保育課
学校支援チーム	解決が困難なトラブル等に対して、弁護士、精神科医、警察官OB、臨床心理士の専門的な見地から、校長への助言を行う。	教育委員会 生徒指導課
少年サポートチーム	学級の荒れやいじめなどに対して、初期段階において少年サポートチームが学校と連携して対応する。	教育委員会 生徒指導課
スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）	様々な要因・背景に起因する諸課題に対応するため、関係機関とのコーディネートや家庭訪問などによる児童生徒や保護者への関わりにより、課題解決を図る。	教育委員会 生徒指導課
スクールカウンセラーの配置・活用	<p>学校における教育相談体制の充実及び教職員の児童生徒理解の向上を図るために、児童生徒・保護者へのカウンセリングを実施し、悩みや心配ごとなどの解消を図るとともに、対人スキルアップ等の校内研修を実施する。</p> <p>また、事件・事故などが発生した際には、児童生徒への心のケアのための緊急支援も実施する。</p>	教育委員会 生徒指導課

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援教育相談支援事業	特別支援教育相談センターに早期支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育園への巡回訪問、就学に際しての教育相談等を行い、早期からの相談支援体制の充実を図る。また特別支援教育相談センターにおいて、巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談等の各種相談事業を実施する。	教育委員会 特別支援教育相談センター
特別支援教育推進事業	実践的な研修等を通じた特別支援学校のセンター的機能の強化、障害のある生徒の就労支援(就労支援専門家の活用や就労支援コーディネーターの配置)、障害者理解を促進するための取組を行うなど、全市的な支援体制の整備を推進する。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育介助員の配置	市立小・中・高等学校の通常の学級等に在籍する肢体不自由等の児童生徒の学習・生活面での介助を行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育学習支援員の配置	発達障害などの特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習面でのサポートを行う。	教育委員会 特別支援教育課
医療的ケア児支援事業	肢体不自由の特別支援学校及びそれ以外に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、当該児童生徒、その保護者及び教職員が安心して学校生活が送れるよう、看護師を配置又は必要に応じて派遣を行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教室設置事業	通常の学級に在籍する自閉症・情緒障害、発達障害などの障害のある児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる特別支援教室を設置する。	教育委員会 特別支援教育課
市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	多様性を大切にする共生社会の実現に当たり、学校の教育課程やそこで学ぶ子どもたちについて知り、「合理的配慮」のあり方について直接的・間接的に理解を深めていただく機会を確保するため、市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくりを行う。	教育委員会 特別支援教育課
図書館資料の郵送貸出	心身の障害のため図書館に来館することが困難な方に対し、図書館資料を利用する機会を提供するため、郵送による貸出しを実施する。	中央図書館
図書の団体貸出文庫	病院や福祉施設など20人以上の会員のいる施設や団体向けに、図書をまとめて貸し出しうする。	中央図書館
対面朗読室の設置	目の不自由な方のために、八幡西、戸畠及び小倉南図書館に、本の朗読を行う「対面朗読室」を設置する。	中央図書館

特別支援教育関係の主な研修一覧

研修プログラム等	研修等の概要	研修等の対象	所管課 (教育委員会)
学習支援員、介助員、学校配置看護師研修会	本市の特別支援教育の概要と主な業務内容、服務について	特別支援教育学習支援員 介助員 学校配置看護師	特別支援教育課
医療的ケア研修会	学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の安全及び健康状態の維持・増進を図り、子どもたちが安心して学習できる教育環境の整備を推進する。	特別支援学校の配置看護師 肢体不自由特別支援学校に初めて勤務する教職員	
専門医及び専門家臨床研修	専門家を派遣し、担当教員等の資質向上と授業改善を行う	特別支援学校担任 特別支援学級担任 (自閉症・情緒障害特別支援学級) (難聴特別支援学級) 通級指導教室・特別支援教室担当	
知的障害特別支援学級グループ研修	地域OJTの充実や特別支援教育に関する専門性の向上を図る	特別支援学級担任(知的障害特別支援学級)	
新任特別支援教育コーディネーター研修会	特別支援教育コーディネーターの役割や校内支援体制の整備	新任特別支援教育コーディネーター(全校種)	
特別支援学校のセンター的機能研修会	訪問支援に必要な専門性に関する研修	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	
新採教諭研修	特別支援教育の現状と個に応じた指導の在り方	新採(教諭・栄養教諭・養護教諭)	教育センター
新採幼稚園教諭研修	幼稚園教育における特別支援教育の在り方	公立・私立幼稚園新採教諭	
二年次教諭研修	特別支援教育の現状に学ぶ	二年次教諭	
三年次教諭研修	特別な支援を必要とする子どもへの個に応じた指導・支援の実際	三年次教諭・栄養教諭・養護教諭	
特別支援教育新担当研修	通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校における教室経営の基礎・基本	・特別支援学校の新担当 ・通級指導・特別支援学級の新担当	
自立活動研修	個別の指導計画作成と指導内容・指導方法の改善	一般教諭・特別支援学級新担当等教諭	
知的障害における各教科、教科等を合わせた指導研修	主体的に対話的で深い学び」の視点にたった授業づくり	一般教諭・特別支援学級新担当等教諭	
ミドルリーダー育成研修	特別支援教育におけるリーダーの育成	一般教諭・各年次・特別支援学級新担当等	
発達障害教育研修	発達障害のある子どもの二次障害の理解と対応		
知的障害研修	アクティブ・ラーニングの視点に立った知的障害教育		
重度・重複障害研修	重度・重複障害の子どもの学習評価と授業改善		
特別支援教育専門性向上研修	各教科の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動	一般教諭	
教C寺子屋一休	毎月第3水曜日に午後7時～1時間・特別支援学級担任のための学習会	特別支援学級担任	
授業づくり共同研究	年間を通して共同研究協力校の主題研究支援を行う	共同研究協力校	授業づくり支援企画課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
避難行動要支援者避難支援事業	自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。	危機管理室 危機管理課
視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	情報入手が困難な視覚または聴覚障害者に対して、避難情報を提供する。	危機管理室 危機管理課
みんな de Bousai まちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、モデル事業を実施するとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組む。	危機管理室 危機管理課
生き生きバリアフリー事業	土曜日を中心に市民センターで実施している子ども向け講座において、障害のある子どもたちが地域の子どもや大人と一緒に参加できる遊びや講座、さまざまな体験・交流活動等を実施する。	市民文化スポーツ局 生涯学習課
ふれあいコンサート	市内の特別支援学校等を訪問し、日頃演奏会場に出かけることの困難な子どもたちに、生の音楽演奏を鑑賞してもらい、子どもたちが持つ本来の行動力や感受性、積極性を育成する。	市民文化スポーツ局 文化企画課
職場体験学習の受入れ	北九州中央高等学園の生徒を受入れて園芸作業を行い、生徒が職業観や将来設計を考えるきっかけづくりを行う(年5回、各回10人程度)。 また、作業を他者と共にすることにより、他者と協力しながら作業を実施する行程についても学ぶ機会とする。	産業経済局 総合農事センター
バリアフリーのまちづくり	高齢者や障害者、さらには来訪者など、あらゆる道路利用者に対し、安全で快適に利用できる歩行空間の形成を進めるもの。具体的には、主要駅周辺や区役所、総合病院などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施し、バリアフリー化整備に取り組む。	建設局 道路計画課
すこやか住宅普及事業	床段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある方が安心・安全に暮らすことができる仕様になった「すこやか住宅」の普及を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などを行う。	建築都市局 住宅計画課
市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い高齢者・障害のある人の生活基盤の安定を図るために、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害のある人等を対象に、優先入居を実施する。	建築都市局 住宅管理課
超低床式バスの導入促進	高齢者や障害がある人等が路線バスを利用する際の利便性・安全性向上のため、超低床式バス(ノンステップバス)の導入促進を行う。	建築都市局 都市交通政策課
JR既存駅のバリア解消促進	バリアフリー新法に基づき、1日当たり3,000人以上利用者のある既存駅を対象にエレベーター設置によるバリアフリー化整備を促進するもの。	建築都市局 都市交通政策課
高齢者・障害者相談コーナーの運営	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受ける。	保健福祉局 障害福祉企画課
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害児(者)等に対し、ストーマ装具等の日常生活用具の給付等を行うことで日常生活の便宜を図る。	保健福祉局 障害者支援課
補装具費の支給	失われた身体機能を補うための用具(補装具)の購入、修理及び借受けに係る費用の一部に対して公費の支給を行うことで、身体障害児(者)等の日常生活や社会生活の向上を図る。	保健福祉局 障害者支援課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
移動支援事業	公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする時に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動に困難のある重度の障害児(者)の自立や社会参加の促進を図る。	保健福祉局 障害者支援課
重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るために、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児(者)の外出を支援する。	保健福祉局 障害者支援課
重度障害者医療費支給制度	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るために、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	保健福祉局 障害者支援課
障害者差別解消・共生社会推進事業	平成28年4月から施行された障害者差別解消法及び平成29年12月に施行した障害者差別解消条例は、国・地方公共団体及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱い」を禁止することや「合理的配慮」を提供すること等を定めている。 これらの取り組みを推進するために、相談・紛争防止のための体制整備や普及啓発活動を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
災害時や緊急時の障害者の支援	災害時や緊急時に障害者を支援する側が、障害の種別に対応した支援方法を理解し、避難支援等を円滑に行えるようにするための「災害時障害者サポートマニュアル」の作成や、障害のある方が周囲の方に手助けを必要としていることを知らせることで支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の作成などの取組を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害児(者)を対象としたショートステイ事業	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児(者)を、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)必要な介護等を行う。	保健福祉局 障害者支援課
総合療育センターの機能の強化	総合療育センター及び総合療育センター西部分所において、障害のある子どもと家族が地域で安心して生活するための支援を行うため、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実に向けた取組を行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センターの運営	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、総合相談窓口として訪問支援(アウトリーチ)を含む相談対応を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
おもちゃライブラリーの運営	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行う。	保健福祉局 障害者支援課
在宅障害児支援の充実	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児通所支援の機能強化	障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児入所支援の機能強化	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。	保健福祉局 障害者支援課
放課後等デイサービスの充実	授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
小学生ふうせんバレー大会	障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず参加できる「小学生ふうせんバレー大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図る。	保健福祉局 障害福祉企画課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
北九州市障害者自立支援協議会の運営	障害のある人からの相談事例を通じて明らかになった様々な課題について、障害のある人やその家族、関係する機関や団体、有識者等が意見交換を行いその解決を目指す。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、事業者は障害児(者)に対して身体介護や家事援助等のサービス提供を行う。	保健福祉局 障害者支援課
障害児の長期休暇対策	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るために、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供する。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給する。	保健福祉局 障害福祉企画課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給する。	保健福祉局 障害福祉企画課
発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」において、自閉症等の特性から生じる生活不適応や家族への負担などの対応に苦慮している本人や家族などの相談に応じ、幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら療育・就学・就労・福祉などの指導や助言にあたるとともに、関係機関に対して必要な情報提供などを行い、発達障害児(者)等の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
北九州障害者しごとサポートセンターの運営	障害のある子どもが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進する。	保健福祉局 障害福祉企画課
人権週間作品	人権問題の解決に向けて、市民や児童生徒の理解促進を図ることを目的として人権週間作品を募集・掲示する。	保健福祉局 人権文化推進課 教育委員会 生徒指導・教育相談課
機能回復訓練事業	言語・聴覚障害児等のことばや聽こえに不安のある子どもとその保護者に対し言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練及びコミュニケーションに関する支援を行う。	保健福祉局 地域リハビリテーション推進課
私立幼稚園特別支援教育助成事業	北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るために、私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 教育委員会 企画調整課
北九州市私立幼稚園振興助成の一部 (特別支援教育推進事業)	学校法人立以外の私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援するための助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
子育て支援保育補助員活用助成の一部 (次世代育成子育て支援事業)	私立幼稚園における子育て支援活動の促進(特別な支援を要する園児の保育などの人件費補助)を図るために助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
保育所、幼稚園、小学校の連携の一部	子どもを健やかに育むために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。 子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局保育課 教育委員会 学校経営・教育指導課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。</p> <p>また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
わいわい子育て相談事業	<p>心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
育成医療の給付	<p>障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成する。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
放課後児童クラブの運営体制の充実	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進するとともに、個別課題への対応を支援する。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
障害児保育事業	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする、保育所での集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行つ。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。</p>	子ども家庭局 保育課
親子通園事業	<p>発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。</p>	子ども家庭局 保育課
専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図る。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のための研修、施設見学、実習などを行う。</p>	子ども家庭局 保育課
低床バスの導入促進	高齢者や障害がある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、低床バス(ノンステップバス)の導入を促進する。	交通局 運輸課

障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業(保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)

施設・相談名等	概要	担当局課名
障害者差別解消相談コーナー	平成28年4月に施行されたの障害者差別解消法及び平成29年1月に施行した障害者差別解消条例に基づき、障害の特性に詳しい専門相談員が、障害者差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行うもの。	保健福祉局 障害福祉企画課
児童発達支援センター(通所)	障害がある子どもへの日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	保健福祉局 障害者支援課
総合療育センター	心身の障害(身体障害や知的障害など)や発達に心配のある子どもに対し、診断や治療などをを行う病院機能、機能訓練などを通して発達を促す通所機能、また障害のある子どもとその家族の地域での生活を支援する機能などを備えた複合的施設。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センター	障害のある人やその家族から様々な相談を受け付ける総合相談窓口であり、訪問支援(アウトリーチ)を含む相談対応を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	発達障害の特性から生じる生活不適応や家族への負担などの対応に苦慮している本人や家族などの相談に応じ、幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら療育・就学・就労・福祉などの指導や助言にあたるとともに、関係機関に対して必要な情報提供などを行い、発達障害児(者)等の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	保健福祉局 精神保健・地域移行推進課
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。 また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	子ども家庭局 子育て支援課
わいわい子育て相談事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
親子通園事業	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	子ども家庭局 保育課
1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導	1歳6か月児・3歳児の健康診査の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると認められ、区役所から児童相談所に精密健康診査を依頼されたものについて、必要に応じて、相談援助を行う。	子ども家庭局 子ども総合センター
子ども総合センター	子ども(18歳未満)の養護・障害・非行・不登校・虐待・里親等の相談に応じる。24時間子ども相談ホットラインでは、年中無休で子どもに関する電話相談を受けている。	子ども家庭局 子ども総合センター
特別支援教育相談センター	特別な支援が必要な幼児児童生徒の適切な就学先の決定を行うための相談とともに、当該幼児児童生徒や、その保護者、学校などへの専門的な相談支援を行う。	教育委員会 特別支援教育相談センター
教育相談	通常の学級に在籍する子どもや保護者等を対象に、必要な教育的支援等の相談に応じるもの。状況に応じて、隣接の総合療育センター等との連携も図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター
就学相談	障害等のある子ども一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために適切な就学先を決定するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
通級相談	通常の学級に在籍している言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある子どもやLD・ADHDあるいはその傾向が見られる子どもと保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
巡回相談	学校・園を巡回し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言するもの。	教育委員会 特別支援教育相談センター
早期相談	年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター

【用語解説】

(あ行)	
ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。IT(Information Technology・情報技術)とほぼ同義に用いられるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。(教育プラン)
アウトリーチ	教育、福祉・介護、芸術・文化などの様々な分野において、潜在的なニーズのある者に対して必要なサービス等を提供するため、行政等が積極的に働きかけること。
アドボカシー	日本語では「自己権利擁護」と訳され、障害や困難のある当事者が、自分の利益や欲求、意思、権利を自ら主張することを意味する。
生きる力	学習指導要領にて定義されている、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。(文科省HP)
移行支援計画	学校に関連する移行期は ①就学前から小学部へ ②小学部から中学部へ ③中学部から高等部へ ④高等部から社会へである。個別の移行支援計画は、特に「学校から社会へ」「子どもから大人へ」という2つの移行を迎える高等部生徒の将来を支えるため、「個別の教育支援計画」の中の1つの形態として考えることができる。(自治体HP)
医療的ケア	たんの吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。学校においては、学校に配置、派遣された看護師が医師の指示に基づいて医療的ケアを実施している。(障害者支援計画)
医療的ケア看護職員	小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員。学校教育法施行規則第65条の2により新たに規定された。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	令和3年9月に施行された法律。医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援することや医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策等を講じることが基本理念として示されている。
インクルーシブ教育システム	障害のある者とない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと。(文科省HP)
LGBT	“L”=レズビアン(女性同性愛者)、“G”=ゲイ(男性同性愛者)、“B”=バイセクシュアル(両性愛者)、“T”=トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)など、性的少数者の総称。(自治体HP)
(か行)	
介助員	小・中学校に在籍している肢体不自由等のある児童生徒に対して、介助を行う者。具体的な業務内容は、板書をノートに写すことや学習用具の準備・後片付けの補助といった授業中の支援、学校の敷地等での移動介助、トイレ介助、給食時や休み時間の介助等。(試験案内)
学習支援員	小・中学校に在籍している特別な配慮を要する児童生徒の支援や校内支援体制整備の補助を行う者。具体的な業務内容は、学習指導補助、日常生活の指導補助、安全の見守り、特別支援コーディネーターのサポート等。(試験案内)
kitaQせんせいチャンネル	北九州市教職員限定のウェブサイト。
教員業務支援員	教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する者。学校教育法施行規則第65条の7により新たに規定された。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。 (平成24年7月23日 中教審初中分科会報告)

【用語解説】

GIGAスクール構想	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するもの。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すもの。(自治体HP)
言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。(障害者支援計画)
校内委員会 ※特別支援教育に関する校内委員会	教育的ニーズのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会(学校内に置かれている)。(教育プラン)
公認心理師	公認心理師登録簿への登録を受け、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援をする者に対する相談及び助言、指導その他の援助などの行為を行うことを業とする者をいう。
合理的配慮	障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 (「障害者の権利に関する条約」第2条)
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもの相互の触れ合いを通じて、互いの経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性の育成につなげ(交流)、個々の実態に応じた教科等のねらいの達成を目指すもの(共同学習)。 この取組については学習指導要領に位置付けられているが、障害者基本法第14条でもその促進が求められている。
個別の教育支援計画	教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人の実態を正確に把握し、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画を指す。(教育プラン)
個別の指導計画	幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や学校における指導計画、指導目標、指導内容・方法等をより具体的に盛り込んだ計画を指す。(自治体HP)
(さ行)	
作業療法士	身体又は精神に障害のある人に対し、応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたりハビリテーションを行わせる専門医療従事者。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。(障害者支援計画)
サポートツール	教育的ニーズのある子どもたちに一貫した指導・支援を行うための計画や情報等をまとめた資料のこと(代表的なものは「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」)。
社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの(障害者基本法 第2条)。 その「障壁」が障害のみに起因するのではなく、社会の在り方によって生ずるといった、いわゆる「社会モデル」の考え方方が基となっている。
社会福祉士	社会福祉士は、いわゆる「ソーシャルワーカー」と呼ばれる社会福祉専門職の国家資格。身体的・精神的・経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりすることが主な仕事となる。
就労支援アドバイザー	特別支援学校に配置され、一般企業等の訪問などで職場開拓等を行い、児童生徒の職場適性やマッチングに関する助言や高等部卒業生への職場定着支援等を行う者(教員)。(自治体HP)
就労支援コーディネーター	障害のある生徒の就労支援のため、企業訪問による職域や職場実習先の拡大、指導主事と連携した企業向けセミナーの開催など、関係事業の企画・立案を担う専門家(教育委員会所属職員)。

【用語解説】

就労支援専門家	生徒の就労支援につなげるため、①専門的な技術指導等により生徒の作業技術や能力を高めること、②教員への専門的技能・知識の指導・助言を通じて指導力の向上や授業改善をサポートする企業関係者等を示す(主に特別支援学校が活用)。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することなどが規定された条約で、平成18年12月に国連総会で採択された。 日本は平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准した。
障害者雇用促進法	雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務、障害者の法定雇用率の算定基礎等を規定した法律。
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とした法律。 平成25年に制定され、平成28年4月に施行された。
障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	この法律の主な目的は以下のとおり(同法第1条より)。 ①障害者や障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで障害者及び障害児の福祉の増進を図ること。 ②障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すこと。
情報通信技術支援員	教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する者。学校教育法施行規則第65条の5により新たに規定された。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して、高度かつ専門的な知識や経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。(教育プラン)
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待などの問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを行ったり、関係機関との連携の強化を図るスタッフのこと。(教育プラン)
スクールヘルパー	保護者や地域の方などが、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティアのこと。(教育プラン)
精神保健福祉士	精神障害のある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害のある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。(障害者支援計画)
(た行)	
特別支援学級	小・中学校に設置されている障害のある児童生徒を対象にした少人数の学級。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障害による学習や生活の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場である。
特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、知的障害のある人、肢体不自由又は病弱である人(身体虚弱を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。(障害者支援計画)
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校がその専門性や施設整備を生かして、小中学校等の要請により、障害のある子どもや担当教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする機能。(自治体HP)

【用語解説】

特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。(障害者支援計画)
通級指導教室 (通級による指導)	通常の学級で学習する軽度の障害のある児童生徒に対して、障害に基づく様々な課題や困難を改善・克服するため、月1回～週数回程度の個別指導等を行う場のこと。(教育プラン)
テレワーク	ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。(総務省)
特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、①校内の関係者や関係機関との連絡調整 ②保護者に対する相談窓口 ③担任への支援 ④巡回相談や専門家チームとの連携 ⑤校内委員会での推進役を担う者(教員)。(障害者支援計画)
特別支援教育相談センター	市立総合療育センターや関係機関等との連携を統括し、各園等及び学校への巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談などを行う教育委員会の組織の一つ。(障害者支援計画)
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する者(学習支援員、介助員の総称)。学校教育法施行規則第65条の6により新たに規定された。
特別支援教室	児童生徒が通級指導教室の設置校へ通うことなく、在籍校で巡回指導教員(通級による指導担当者)から「自立活動」の指導を受けるという、通級による指導の新しい形態。(障害者支援計画)
(は行)	
発達障害	発達障害者支援法第2条においては、「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と規定されている。
発達障害者支援センター「つばさ」	発達障害者支援センターは、発達障害のある人や子どもへの支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害のある人や子どもとその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害のある人や子どもとその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。
バリアフリー	障害のある人が日常生活や社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。もともと住宅建築用語として登場し、道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。(障害者支援計画)
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。(児童福祉法)
(ら行)	
理学療法士	身体に障害のある人に対し、基本的な動作能力の回復や維持、障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を利用するもの)などを用いたリハビリテーションを行う専門医療従事者。理学療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。(障害者支援計画)
臨床心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”的問題にアプローチする“心の専門家”。

※文中の「平成24年7月23日 中教審初中分科会報告」とは、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を指す。

北九州市特別支援教育推進プラン

発行／北九州市教育委員会

編集／北九州市教育委員会 学校教育部 特別支援教育課

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎 東棟7階）

TEL 093-582-3448 ／ FAX 093-581-5873

北九州市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

北九州市子どもを育てる10か条

～子育て・親育ちのためのルール～

朝は明るく
笑顔で「おはよう」



家族にも
「ありがとう」と
「ごめんなさい」



子育ては
褒める 叱る
見守る 抱きしめる



聞く時は
子どもの目を見て
心を聞いて



食事が楽しみな
家庭にしよう



大切にしたい
物より体験



まず親が
きちんと実行
社会のルール



声かけて
地域の宝
子どもたち



教えよう
平和といのちと
助け合い



子どもと
夢を語り合おう



北九州市教育委員会